

平成 26 年 6 月 17 日（火曜日）

第 2 回 松 島 町 議 会 定 例 会 会 議 録

（第 3 日 目）

平成26年第2回松島町議会定例会会議録（第3号）

出席議員（14名）

1 番	澁谷 秀夫 君	2 番	赤間 幸夫 君
3 番	櫻井 靖 君	4 番	片山 正弘 君
5 番	後藤 良郎 君	6 番	小幡 公雄 君
7 番	高橋 幸彦 君	8 番	今野 章 君
9 番	太齋 雅一 君	10 番	色川 晴夫 君
11 番	菅野 良雄 君	12 番	高橋 利典 君
13 番	阿部 幸夫 君	14 番	櫻井 公一 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	大橋 健男 君
副 町 長	高平 功悦 君
総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	熊谷 清一 君
財務課長	舘山 滋 君
企画調整課長兼 企画調整班長	亀井 純 君
町民福祉課長	阿部 利夫 君
健康長寿課長兼 高齢者支援班長	本間 澄江 君
産業観光課長兼 観光班長	阿部 礼子 君
建設課長	中西 傳 君
会計管理者兼会計課長	安部 新也 君
水道事業所長	櫻井 一夫 君
危機管理監兼 環境防災班長	阿部 祐一 君
震災復興対策監	小松 良一 君

参事兼産業振興班長	伊 藤 政 宏 君
参事兼まちづくり支援班長兼 震災復興対策室長	千 葉 繁 雄 君
参 事 兼 建 設 班 長	赤 間 春 夫 君
総 務 管 理 班 長	太 田 雄 君
教 育 長	小 池 満 君
教 育 課 長	櫻 井 光 之 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 佐 藤 進 主 事 阿 部 友 希

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 2 6 年 6 月 1 7 日 (火曜日) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 〃 第 2 議員提案第 3 号 生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免措置に対する財政支援を求める意見書について (提案説明)
- 〃 第 3 議員提案第 4 号 2 0 1 5 年 N P T 再検討会議に向けて日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書について (提案説明)
- 〃 第 4 議員提案第 5 号 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金の継続と、被災地の小中学校並びに高等学校の教育条件整備等を求める意見書について (提案説明)
- 〃 第 5 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

平成26年第2回松島町議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせします。多賀城市—————外4名の皆様です。

本日の議事日程はお手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、13番阿部幸夫議員、1番澁谷秀夫議員を指名します。

日程第2 議員提案第3号 生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免措置に対する財政支援を求める意見書について

○議長（櫻井公一君） 日程第2、議員提案第3号生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免措置に対する財政支援を求める意見書について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提出者からの説明を求めます。1番澁谷秀夫議員。

○1番（澁谷秀夫君） おはようございます。1番澁谷でございます。

議員提案第3号生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免措置に対する財政支援を求める意見書について、提出理由のご説明を申し上げます。

東日本大震災から3年が経過しましたが、被災地では生活の再建すらままならない状況が続いています。このような状況下の中、今もなお被災者の多くは将来への不安を抱え、長引く避難生活や日常生活の変化により疲労が蓄積し、体調不良や持病の悪化などにより長期にわたる医療や介護が必要とされています。

今、県内市町村では十分な財政手当がない中、医療と介護の減免を再開させています。被災者が安心して医療にかかることができるよう、生活再建に至らない被災者の医療費一部負担金免除と介護保険利用者負担の減免措置に対する財政支援を求めるため、国等に意見書を提

出するものであります。

よろしくご検討の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案について提出者からの説明が終わりました。

日程第3 議員提案第4号 2015年NPT再検討会議に向けて日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第3、議員提案第4号2015年NPT再検討会議に向けて日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提出者からの説明を求めます。1番澁谷秀夫議員。

○1番（澁谷秀夫君） 1番澁谷でございます。

議員提案第4号2015年NPT再検討会議に向けて日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書について、提出理由のご説明を申し上げます。

2015年の核不拡散条約（NPT）再検討会議に向けて核兵器のない世界と安全を達成するため、日本政府は唯一の被爆国として特別の責任があります。そして、世界には今もなお1万7,000発余の核兵器が貯蔵配備され、核兵器が使われる危険は現実には存在しています。この状況を打開し核兵器をなくすためには国際社会が一致して核兵器を全面的に禁止する以外に方法はありません。今核兵器を持つわずかな数の国が決断をすれば核兵器禁止条約の交渉を進めるための条件が整います。

日本政府が核兵器全面禁止条約の必要性和実現のために努力するよう要望するため、内閣総理大臣等に対し意見書を提出するものであります。

よろしくご検討の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案について提出者からの説明が終わりました。

日程第4 議員提案第5号 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金の継続と、被災地の小中学校並びに高等学校の教育条件整備等を求める意見書について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第4、議員提案第5号被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金の継続と、被災地の小中学校並びに高等学校の教育条件整備等を求める意見書について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提出者からの説明を求めます。1 番澁谷秀夫議員。

○1 番（澁谷秀夫君） 1 番澁谷でございます。

議員提案第5号被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金の継続と、被災地の小中学校並びに高等学校の教育条件整備等を求める意見書について、提出理由のご説明を申し上げます。

東日本大震災により被災した子供や保護者がお金の心配なく保育や教育を受けることができる就学支援事業として高校生就学支援基金事業が実施されておりますが、平成27年度以降の事業継続については明確にされておられません。被災地では、まだまだ生活の再建がままならない被災者が多く存在し、就学支援事業の継続が求められています。また、震災の影響から不登校になったり、問題行動に走る児童生徒がおりますが、このような子供たちには心のケアや生活ケアが必要です。

被災した子供たちが安心して教育を受けることができるよう就学支援事業の継続と教育条件整備の充実を求めるため、国に対して意見書を提出するものです。

よろしくご検討の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案について提出者からの説明が終わりました。

日程第5 一般質問

○議長（櫻井公一君） 日程第5、一般質問に入ります。

通告の順序に従いまして、質問を許します。

質問者は登壇の上、質問願います。

8 番今野 章議員。

〔8 番 今野 章君 登壇〕

○8 番（今野 章君） おはようございます。8 番今野でございます。

通告3点ということですが、中に入りますと少し細かいところもございますので、よろしく願いをしたいと思います。

1 点目、今後の下水道等の整備についてということでご質問をさせていただいているわけですが、最初に、私の通告文書の中に数字等の間違いがございましたので、この点ご容赦をいただきたいということでお願いを申し上げておきたいと思います。

間違っている箇所につきましては、「今後の下水道等の整備について」の3 項目の質問ですね。「合併浄化槽等により汚水処理をすべき人口は」ということで、数字が入っておりますが、この数字が誤りでありました。私もどこでこの数字、計算間違ったのか、ちょっと今わから

ないんですが、間違っておりました。そのためにそれ以降の数字についても間違いであるということになっておりますので、この部分は省略しながら質問をさせていただきたいというふうに思っております。

それでは、質問に入らせていただきたいと思います。

本町の公共下水道の整備事業、今から約30年ほど前の昭和60年に着工するということで始まっておりまして、全体計画に対し整備率は24年度末で79.6%ということになっております。また、公共下水道の普及率は67.1%であります。合併浄化槽を含めると78.3%が汚水処理を行っているということになっているわけでありまして。公共下水道の供用開始区域内の人口に対する水洗化率は96%まで到達をしているということでありまして、この点を踏まえまして、次の点についてお伺いを順次していきたいというふうに思います。

まず初めに、現在、公共下水道の整備区域内にありまして下水道が未接続となっているところ、これは大体4%ぐらいということで、約、人口にして400人ということになっておりますけれども、下水道に接続をしていない理由、このことについて把握をしているのかどうか。そして、その理由について、できれば、理由ごとに世帯数がわかればお知らせをいただきたいというふうに思っております。

下水道、せっかく供用開始をしているにもかかわらず、未接続と言うことは非常に残念なことでありますので、できるだけ100%に持っていくという作業が必要だということを思っておりますので、その点を踏まえて100%に向けての町の考え方も最初にお伺いをしておきたいというふうに思います。

よろしくお願いします。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 下水道の未接続につきましては、各世帯ごとにいろいろなご事情があるのかなというふうに思っておりますが、総論的には、今後も100%に向けて各種のPR活動なりアンケート調査なりで促進を図っていきたいというふうに思っております。

詳細につきましては、担当よりお答えいたします。

○議長（櫻井公一君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） それでは、お答えします。

下水の未接続の把握しているかということでございますが、これは把握はしてございません。ただし、考えられる理由としましてはいろいろございまして、未接続の理由はあるわけでございますが、未接続対策として、水道事業所、これまで取り組んできたということがござい

まして、それは平成22年10月に海岸地区の未接続世帯には個別の接続の文書と、それからPRパンフレットを配布をしてお願いをしたところでございます。それから、順次ほかの地区につきましても配布予定ということでございましたが、震災のため中断したという経緯がございますので、今後は復旧・復興のめどがついた後に未接続世帯の啓蒙活動を再開し、接続の推進に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 何か理由までは把握をしていないということなんですが、人口にしてわずかといえわずか、400人程度のところが、平成24年度末での未接続ということではあります。やっぱり100%接続に向けてそういった状況、それぞれの世帯ごとの事情、そういう答弁ありましたけれども、それも把握をしながら具体的に促進策を考えていくということが私は大事なのではないかなというふうに思うわけですね。海岸地区について、あるいは高城地区についても、例えばなかなか他人の土地を通さないと接続ができない。こういうケースもあるわけですので、そういった場合に積極的に町が関与していくというような施策も必要になってくるかと思います。

それから、考えられることとしては、例えば集合住宅で接続をしていない箇所、そういうものはどのくらいあるんだろうとか、そういうものもしっかり押さえながらそれぞれ個別の対応が必要になってくると思いますので、まずそういう残されたものに対する状況把握というものをしっかりしていく。ただ単にPRをするというだけではなくて、積極的にこちら側から事情をしっかりつかんで個別に対応していくということが必要なのではないかなと思うんですが、その辺、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 確かにちょっと考えるだけでも、例えば高齢化された世帯で「お金もないし、今のままでもいいや」というふうなケースとか、あとは「下水道本管来ているんだけど、浄化槽でやっていたもので、余り緊急性感じていないんだよね」とかというケースとか、いろいろあろうかなと。それから、今議員おっしゃったように、入れる意思はあるんだけど、入れる場所とかの点であるとか、多分そういった方については何かのインセンティブなりがあれば、それから地域で話せる環境とかもあれば、これは入れやすいといえますか、そういったことかなというふうに思いますので、その辺もう少し詳細にケース分けしながら、どんなケースがあるのかなということで調べて、そしてやっていただける確率の高いところから狙ってピンポイント的にやっていくという方法がやっぱり一番いいのかなとい

うふうに思いますので、その方向でやっていきたい。

ただ、今震災でちょっと下水のほうもいろいろありますものですから、その辺との兼ね合いもありますので、そこもご理解いただければというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） ぜひ、やはりそれぞれの状況は違うと思いますので、そういった状況でできるだけ早くに掌握しながら対策を練っていくということが必要だと思います。地震発生して3年たつわけですが、財政的な面も含めて、別なところに予算をどうしても投下しなくては行けないと、こういう事情もあろうかとは思いますが、今の時点で、やっぱりそういうソフト的な部分といいますか、事情は把握をしていく。そして、震災の影響が少なくなった段階で、すぐそういった事業として取り組めるということにしていくということも大事だと思いますので、ぜひよろしく願いをしたいと思います。

2点目になるわけでありましたが、400人の世帯ということになっているわけですが、次のところ、いわゆる計画区域内にあって虫食いの下水道が整備をされていない、こういう地域があるわけですね。例えばここに例に挙げておきましたけれども、長田地区、あるいは土樋合、愛宕と、こういったところにそういう地域があるわけですが、これらの地域での今後の整備計画、これはどんなふうになるのかということですね。400の中にこの地域の人たちも入っているのかどうか、その辺ちょっと区別が私つかなかったので、その辺についても教えていただければというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） これも震災前から実は問題になっておりましたけれども、詳細、担当のほうから答えさせます。

○議長（櫻井公一君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 虫食いの整備がおくれている地域ということのご質問でございますが、おくれている理由といたしましては、長田地区につきましては、都市計画道路との関連がございました。これがございましたが、平成22年に地元より要望がございまして整備検討を進めるという予定でございましたが、震災のために中断したという経緯がございます。それから、土樋合地区につきましては、浄化槽で使っている方がほとんどということで、地元の要望がなかったということもありますが、優先的な整備はしてこなかったということでございます。それから、愛宕地区、松高のグラウンドがあるところでございますが、道路下に雨水管渠が埋設されておりまして、下水道管の埋設スペースがないため実施できなかつ

たということでございます。今後につきましては、町長もおっしゃいましたが、復旧・復興のめどがついたときに順次調査を行いながら順位をつけて整備をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（櫻井公一君） 400人に入っているのかどうか。櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 400人の地区に関しては区域外、下水道は外していたということとで入っていないと。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） わかりました。

なかなか、供用開始して30年になって、こういう地域が結局虫食いの的に計画の区域外にされてきたと、今の話ですと、そういうことになるかと思うんですが、同じようにここも都市計画税を払っているわけでしょう。

ですから、そういう点では、合併浄化槽の話も出ましたけれども、いつでしたか、去年、おとしでしたか、下水道の関連で資料をいただいたことがあるんですが、どのような資料かという、いろいろ議論がありまして、北部地域に合併浄化槽をやっている皆さん、促進するために何か維持管理費等の助成も含めて考えたらいいのではないかという、たしか議論をしたときだったと思うんですが、そのときに町のほうから公共下水道と合併浄化槽の費用の対比というものを出示していただいたんですね。それで見たときに、どうやって対比しているかという、公共下水道の月当たりの使用料と、それから都市計画税が算入されて、その額と合併浄化槽の年額の費用ということで比較をしているわけね。そうして比較をすると、そんなに大差ない負担なんですよという、そういう説明の内容になっているんですよ。にもかかわらず、だとすれば、こういう虫食いのなところは都市計画税を払った上に合併浄化槽なわけですから、なおさら高いお金を払っているということになるわけですね。

ですから、そういう点ではきちんと公共下水道の中にきちんと組み入れて住民の福祉に役立ていくという、そういう姿勢が町としては私はやっぱり求められるんだろうというふうに思うんですね。そういう点で、虫食いのになっているこの地域、本当に復興の関連はありますけれども、復興とのかかわりでやっぱりうちを直すというケースもありますし、そういう点では、ぜひ、早晩この事業を取り組んでいただきたいなというふうに思っているわけでありす。

特に予算審査の現地でお話を聞いた際にも、愛宕地区については、先ほど申されたような理由で、道路下に雨水管渠が入っていてなかなか下水管を入れられないと、こういうお話でし

たけれども、松高のグラウンド側のほうに道路の拡幅含めて、管の埋設が可能かどうかということも検討しようということのお話もあったわけなんです、その辺は一体どうなんだろうということもございますので、その辺について、まずお答え願えればというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 愛宕の松高側の道路がちょっと拡幅される予定だということで、これはことしの予算の分科会の現地視察で見ていただいたわけですが、これは復興事業の絡みもございます、道路の拡張があれば入るスペースがあるということですが、それに向けて調査費をどうするかというのも今ちょっと内部で検討しているところでございます。調査費、全然予算がないものですから、予算のない中ではちょっとまだやれないということがございます。あそこは当初から、今の質問にあるように、計画区域に入っておりますので、それは検討していきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 基本的には、同時に整備できればいいというふうに思っておりますので、可能な限りその方向でやっていきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） きょう時間ないので、いっぱい質問があるので、あとやめますけれども、ぜひ、そういう虫食いのところを早急に下水道の供用開始ができる状態に、あとは接続するかしないかというのは、合併浄化槽で処理している方などは当然それは選択ということになってくるとは思いますので、ただ、選択して、やっぱりその区域内にあるところはきちんと接続できる状態にしておくというのが町の責任だと思いますので、そういう方向でぜひ努力をお願いをしておきたいというふうに思います。

3点目に入りますけれども、3点目は、合併浄化槽による污水处理ということの問題でお聞きをしているわけで、先ほど申し上げましたように数字が間違っておりました。いろいろ計算して、再度計算し直してみましたんですが、よくわからなかったんです。現在、公共下水道の接続している人口は9,761人だと、24年の年度末で。それから、合併浄化槽の処理人口が2,087人であると。合計、污水处理人口は1万1,848人と、行政人口が1万5,141人ですから、処理人口を引きますと未処理人口が3,293人ということになります。この未処理人口のところ、特に今お話しした虫食いのところなどは多分合併浄化槽を既につけていると思いますので、その部分は除かなければならないかとは思いますが、いわゆる北部地域において、まだくみ

取り方式の世帯あるいは単独浄化槽、これを利用されているところに対する手当てが必要になっているのではないかとこのように考えているわけです。いわゆるくみ取り式の世帯、それから何件あるのかちょっと、し尿くみ取り人口、これが23年度で2,122人いたんですね。それから合併浄化槽じゃなくて単独処理浄化槽の人口が1,816人だということになっておりまして、この辺、数字合わせた数、ちょっと現状とは合わないとは思いますが、ここに対する手当てをしていかなければならないというふうに思っているわけなんです、その辺、やっぱり汚水処理、汚濁防止を積極的に進めるということで考えていくなれば、ここの部分での汚水処理というものを町が積極的に行っていくということが大事だと思うんですが、その辺について何か考えておられるのかどうか、よろしくご答弁お願いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 震災前だったと思いますけれども、合併処理浄化槽の促進のために地域を絞りまして、そこでPR活動なり説明会なりをして促進を図るということをやっております、基本的にはそのスタイルを、震災でちょっと途切れてしまいましたので、それをしていきたいというふうに思っております。

詳細については担当から。

○議長（櫻井公一君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 今野議員さんの質問にもございましたが、町長先ほど申し上げましたように、震災前はいろいろ北部地域、上竹谷、手樽、幡谷、根廻、北小泉、下竹谷、桜渡戸地区、こういうところを対象に個別にPR活動、世帯ごとに配布しましていろいろやってきたということがございます。それから、産業まつりのときに浄化槽本体をちょっと展示しまして、PR活動をやって普及促進を図ってきたということもございます。それから、行政区長会議のときに資料を配布して区長さん方をお願いをしたという経緯がございます。それと、町の広報を活用しまして、4月号と9月号に合併浄化槽補助制度、こういうものがありますよ、つないでくださいというふうなPR活動もしてございます。それから、町のホームページにも合併浄化槽の制度がありますので、お願いしますというような形でPR活動をこれまでやってきているわけですが、なかなかちょっと進んでこないというのが原因です。これは多分、下水道の未接続の問題もあるんですが、経済的な理由とかいろいろあると思うので、この辺はちょっとどうしようかなというふうに、下水の接続と一緒にちょっと考えていかなければならないのかなというふうに考えております。

それから、合併処理浄化槽の設置の改造資金の融資あつせん、100万円、銀行から借りられ

るわけですが、その利子は町で持ちましょうというふうな制度もつくってPRはしているわけですが、なかなか活用がないという実態でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 聞けば、大体PR活動、広報、啓蒙しますということなんですが、なかなかそれをやっても進まないというのがやっぱり現状だと思うんですね。やっぱり、実際に合併処理浄化槽を使ってみたならば、その後の維持管理経費がやっぱり高いと、こういう思いがあるのかなというふうに思うんですね。先ほども言いましたけれども、町で前に示した都市計画区域外とこれを比較すれば、確かに町の言うとおり、都市計画税払って、下水道料金も払っている、それと合併浄化槽であれば、規模ごとではありますけれども、それなりにバランスがとれる負担なんだと、こういうふうに町は言っているわけですが、そういうふうには言いつつも、やっぱり全体としてその後の処理経費が高いというイメージがどうしてもあるのかなというのが一つあると思うんですね。ですから、その辺をどういうふうに払拭をするのかということもあるのかなというふうには思うんですが、やっぱり一番の問題は、どんどん、どんどん所得が減ってきて、そしてやっぱり出るほうはふえていっていると、こういう状況が一つあるのではないかなと思います。

そういう点では、どんな形であれ、何らかの合併浄化槽に切りかえるための財政的な支援をもう少し打ち出していかないと、私は進んでいかないのではないかなというふうに思うんですね。そうでないと、このままPRだけでも全然進まない。本当に何かの機会があれば、うちを本当にぼろぼろになってしまっただけで建てかえせざるを得ないから、じゃあ、この際だからというふうなことでやることはあると思うんですが、水質汚濁を防止するためにみんな町も頑張っているから、じゃあ、俺たちもやろうかというふうにはなかなかないというのは現状だと思うんですね。そういう点では、合併浄化槽を推進する人により特典を与えるということも大事だと思います。

合併浄化槽については、確かに設置費用として補助等も出しています。ことしからですか、県のほうは補助金がなくなって、その分も含めて町が費用負担をするということでは非常に頑張っているというふうに思う面もあるんですが、やはり、それでも今までと変わらないわけですね、受益する側としては。ですから、そこにもプラスアルファを考えるべきだというふうに思うんですが。

先ほどもお話ししたように、合併浄化槽に切りかえていく中で、私大事なところは、単独浄化槽のところが結構多いということだというふうに思っているんです。人口でいうと、23年

度で1,800人ぐらいですね。23年以降、大体、去年までで200世帯以上が合併浄化槽に切りかえていますので、あと1,500世帯ぐらい多分残っているのかなと思うんですが。そういうところを合併浄化槽に切りかえていくのには、廃棄料とかかりますよね、単独浄化槽の。だから、できればそういう単独浄化槽から合併浄化槽に切りかえる際には、廃棄処分手数料というか、多分5万とか10万とか、かかるんだと思うんですが、そういうものを一時的に、じゃあ、特別に補助枠を設けていきますよとか、こういう考え方もあっていいのではないかというふうに思うんですが。

どんな形であれ、私は加算しないとこれは進まない。できれば何年から何年までそういう制度をつくれますよということをやって、期限を区切って、やっぱり促進期間ということでやっていくという考え方もあると思うんですが、その辺について、町としてどんなふうに考えますかということで質問とさせていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） さすがに技術系の今野議員ということで、なるほどなというふうに思いました。何でかということについてはなかなか、考えるんですが、これだというものが出てこなくて、こちらも悩んでいるところであるんです。これは精算年齢人口の減少とか少子化とかと結構密接にかかわっているのかなと、高齢化とか。その手当と並行してみたいな話なのかなというふうにも思ったりもしているんですけども。一方では、やはり環境浄化の考え方から進めるということもありますので、何がしかの工夫をしながら、そしてかつ財政的にも余り大きな負担額が出るとちょっと町の財政的にもきついところがありますので、その辺をうまく兼ね合いをとりながら有効な手だてというものを考えていく必要があるというふうに思うんです。その中で今お話のようなことはちょっと今までは考えたことなかったもので、参考にさせていただいていい方向でやっていきたいと。そのために若干のといいますが、余り財政的にそんなに負担かからないような流れでできるのであれば、それはやっていきたいなというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） やっぱり水質汚濁、松島湾を抱えて、世界で最も美しい湾クラブにも加盟して、この松島湾をやっぱり守っていくと、水質の汚濁防止をやっぱりきちっとやっていくと、これはやっぱり行政の責任だと思うんですね。そういう点では、下水道の100%普及、合併処理浄化槽も含めて100%、やっぱり汚水処理が可能になっていくということが大事な課題だと思いますので、ぜひ今申し上げたような内容も検討していただいて、一日も早く下水

道事業が完了していくようにお願いをして、1問目の質問は終わりにしたいというふうに思っています。

2問目は、今後のまちづくりに関連をしてということで、3つほど大きく質問をさせていただいております。

1問目は、通告文をそのまま読み上げさせていただきますけれども、ことし1月より新しい役場庁舎で行政サービス、業務が始まったわけであります。今後10年後をめどに庁舎建設資金の積み立てを行って新しい庁舎をさらに建設をすると、こういうことにしてスタートをしているわけであります。10年後の庁舎の建設の位置というものについては、私はやはり町民の広範な合意形成がされるということが最も望ましいと思いますし、ただ、その合意をつくっていく上で非常に時間を要するだろうと、こんなふうにも思っているわけです。また、役場の機能のあり方そのもの、これもまた町民の皆さんのご意見も含めていろいろ聞きながら構想を練っていくということもまた大事だと思います。いずれにしても、10年の中で住民の声を聞いたり意見を聞いたりということの期間というのはかなりの時間を要するというふうに思っているので、私は早目にこれに取り組んでいくということが大事だと思っているわけであります。

また、町内いろいろ歩いて町民の皆さんのお話を聞いていると、新庁舎、今現在ここにあるこの新庁舎、これをできるだけ長期に活用していったらかえっていいんじゃないのかと、また別のところの建てなくてもいいんじゃないかと、こういう声もあるわけであります。ですから、これも一つ、町民の声にはなっているわけでありますけれども。そういう点で、ぜひ、どういうふうにしてこれからの役場というものを考えていくのか、あるいは建設をするのかということについて、これからの取り組みをどういうふうにするのかという計画、タイムスケジュール、これを町民にやっぱり早目に示して、そして町民の皆さんが今言っている、まだまだ一部だとは思いますが、現庁舎、この位置でいいのかも含めて、答えを出していくという作業が求められているのではないかと思いますので、その辺について町はどんなふうを考えておられるのか、お聞きをしておきたいということでございます。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 引っ越してまだ半年でございますので、なかなか今すぐというわけにはいかんというのが総論的なお答えになるかと思います。当初からの説明で10年はこの場所ということで考えております。ただ、10年たって、「はい、じゃあ、次ここに移りますよ」というのは、「これは決めましたから」というのはないので、そのためには事前に町民の方々

に心の準備なり、考え方の整理なりをしていただく時間が当然必要かというふうに思います。それはやる必要があるというふうには思います。

ただ、今の段階でございますので、何でもかんでも震災復興期間というのは、ちょっと言いづらいんですけれども、確かに震災復興の作業がありますので、かつ、その震災復興によって新しい松島ができる部分もあるので、10年たつと人も入れかわり、場所も入れかわり、状況も入れかわるということがございますので、やはり適切なタイミングでということはあるかなというふうに思っております。

というわけで、今の段階でスケジュールというのはちょっとまだ早いのではないかなと、震災の復旧がある程度めどがつき、かつ、町の形なりができ上がった段階で、「さあ、いかがでしょうか」というのが私はいいと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） それも一つの考え方かなというふうに言えばそれまでかなということになりますけれども、いずれにしても、今長期総合計画の第3次計画、27年度まで、こういうことでたしか進んでいるはずだなと。そうすると、28年以降の15年間の長期総合計画というのは当然今練られているわけですね。ですから、次の、次期の長期総合計画、新長期総合計画、これを考えていく上でも、やっぱり庁舎問題というのは捨ててはおけない私は問題だと思うんですよ。そういう点では、やはり庁舎をどこにつくるのかということがやっぱり長期総合計画の中の大きな私は課題になってくると思うんですね。そういう点では、タイムスケジュールが非常に町民の皆さんに示しておくというのは大事なことはないか。

建設するのに1年はかかるわけですね。それから基本設計、実施設計もすると、そこでやると2年ぐらいみましよう。その前に町民の皆さんの意見を聞く、これで大体3年かかるか、4年かかるか、わかりませんけれども、非常にその調整には私は時間を要すると思うんですよ。4年かかったとすると、前の建設に例えば1年あるいは1年半、それから設計に2年とか、かかると4年、どちらも4年、4年だと、8年ぐらいかかるんですね、最低で。わかりませんけれどもね。後ろで首を振っている方がいらっしゃいますけれども。わかりませんけれども、そういう時間というのは意外に早く経過をするというふうに思うんです。

ですから、確かにここに移ってきたばかりですけれども、「10年後にはどこかに行くんだとしゃ」と、こういうことで町民の皆さん思っているわけですから。「どこに行くか、決まっているんですか」と、こういうふうに聞かれるわけですが、既に。そういう点では、しっかりと町の考え方を示しておく。タイムスケジュールというと事細かに示さなくてはいけないの

かなというイメージもあるのかもしれませんが、庁舎の問題というものをどうするのかということについての考え方をしっかり示していかないと、ずっと町民の皆さんは一体どこに行くんだろうかなと、こういうことでずっと尾を引いていくといいますか、こういう状況が続くのかなというふうに思っているんです。我々議員もどこに行くのか、さっぱりわからないと。こういうことで勝手な意見をそれぞれが言うということになってしまうと、こういうことになると思うんですね。そういう点では、もう少し町側としてめり張りのある方向性といいますか、今の時点ではないというのではなくて、もう少し方向性が出てこないと、町民の皆さん含めて我々も右往左往しますので、もう少し答弁の内容として濃いものをお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 右往左往するかどうかについては、ちょっと私はそういうふうには思わないんですけれども。これもいろいろありまして、私も町民の方からいろいろ聞くんですね。「この場所いいんじゃないか」の声はすごく多いんですね。やっぱり駅に近いとか、幹線道路に近いとかいう意味で、それから入りやすいとか、駐車場も広いとか、そういう意味で、町民の皆さん方はある程度ご満足いただいている部分があるのかなというふうに思っております。

庁舎の移転の話をするときでも、「仮ですよ」と言いました。そして、10年後には本設を決めますと。場所についてはどこどことは言っていないんです。候補として、あちらこちらはありましたけれども。ここに来て皆さん方の町民の反応とか、あとは……。

ちょっと話それますが、この建物をつくるに当たって、建物だけですと6億何がしででき上がったわけですね。当初、通常のほかの庁舎の例で20億から30億というふうに考えていましたので、これは目からうろこの話でございました。「あ、こういうんでできるんだ」と。そうすると、今後つくるときに、今まで考えていた25億とか30億とかでなくてもいいかもしれないというのは私自身も思ったんですよね。町民の方々もある部分思ったのではないかと、このぐらいのお金でこんな立派なものができるのであればと。10年ももつよと、もたせれば20年ももつよというふうな話もいただいているわけなのでね。そうすると、お金の面でも、必ずしも立派なものというか、固いもので金のかかるものをつくる必要はないとか、ここに庁舎を建てるに当たって、随分私も勉強したところもありまして、そういうものはこれこれこういうものだとして理想形を決めうちしていると、何かそういうふうになんかいいかないかもしれないねと。

ですから、ある程度使ってみて、その使った感じ、それから町が変わっていった変わった感じ、それをじわじわとためながら、そういったものを参考にして次の場所を決めるというのが私はいいのではないかなというふうに思うんでございます。確かに、「仮だよ」と、「次どこなんだべ」というお話はあろうかなとは思いますが、そういうお気持ちの中でも、実際に使っていて、ある程度、そうすると考え方がだんだん固まってくるといいますか、これがいいといういいイメージが町民の方々にも出てくるかなというふうに思いますので、そういったものが出た段階で、「さあ、どうですか」というのが私は一番いいタイミングだと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 私は今すぐ決めろと言っているわけでは全然ないんですけれどもね。ただ、考え方として、いつごろまでに町民の皆さんにアンケートをとりますよとか、町民の皆さんの声を聞く機会をこのぐらいまでは決めますよと、そういうタイムスケジュールですね。場所が決まったら、どの程度の規模の庁舎がいいのか、あるいはどういう中身を持った庁舎にすべきなのかという意見も次の段階では聞きますよと。そういうことを含めて考えていくと、決して遅い時期ではないだろうなと。しかも、28年度から新長期総合計画が始まるわけですから、これはやっぱり役場の位置とのかかわりも大きくなると思うんですよ。そこが決まらないままに長期総合計画をつくるというのはどうなのかなという逆の疑問も私なんかはないわけではないんですが。いずれにしても、町民の皆さんからするとどうするんだというのがあるものですから、せめてそういう、いつまではこういう行為を、大ざっぱにでもいいですから、しますよと。こういうことをいつまではしますよということにしておかないと、先ほど言ったように、右往左往するのではないかと。せめて、とりあえず、来年であれ、再来年であれ、庁舎の位置をどう考えますかというようなアンケートを始めますよとか、そういうことになっていかないといけないのではないかなというふうに思って、こういう質問をしている。だから、タイムスケジュールを考えてみたらいかがですかと、こういうふうに言っているわけなので、余り難しい話ではないんです。そういうものもないのかと、やらないと、こういう話なので、どうなのかなと、こう私なんかは思うんですが、そういうスケジュールも出せないものなんじゃないかな。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 出せないというか、無理して言えば言えますけれども、それが一体、本当にお約束できるのかとか、それがあるので、私今のように言っているんです。

長期総合計画については、ある程度、20年先を見て10年間分つくって、5年でローリングかけていくという話になりますので、少なくとも、今作成にかかっている長期総合計画の中で役場の位置はここですとは多分言わないと思います。（「そうです、それは言えないと思います」の声あり）5年ぐらい、10年たっていませんので。ただそのときに長期総合計画の中で書くとすれば、今回つくるものの中でいろいろやりながら準備を初めて、次の総合計画の中で打ち出しますかねというのはふわっとした書き方になろうかなというふうに思います。

次の長期総合計画の眼目といいますか、それは新市街地なんだろうと思うんですよ。根廻、初原、それから幡谷地区に放射光の話があります。放射光が実現する、しないにかかわらず、恐らくああいった方向のまちづくりというふうなものは出てくるんだと思うんですよね。それに土地利用が変わっていき、そして道路のネットワークが、道路の整備が変わっていくと。そうしたときに庁舎の場所がどこがいいんでしょうかねというのがちょっと見える感じがするんですけども。それは必ずしもそちら側に庁舎が移るということではなくて、この場所にやったときには、この場所というのは交通ネットワークの、交通網とかどういうふうになるのかと、そういうふうな位置づけが出てくるというふうに思うんですよね。

というわけで、長期総合計画と庁舎の関係につきましては、最初に述べたような形で考えていきたいなというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 町長念願の根廻磯崎線も都市計画道路もできますから、そこを含めて、根廻周辺といいますか、都市計画して住宅も張りつけると。これが町長の思いだと。こうなってくると、じゃあ、やっぱり長期総合計画の中ではいろいろと、庁舎はあちらのほうに行くのかなとか、こういう話が見えてくるようじゃないですか。これは、だから、いついつまでにはせめてこういうことをしますよという、ぜひ、私はスケジュール的なものを出していただきながら、そしてひとつ一つ段階を踏みながら町民の皆さんの声を聞いて進めていくんだということはぜひこの場で言っていただきたいなと。何か曖昧な形で、曖昧模糊の中で、「いや、今は言えない。だけれども、大体頭の中にはあるんだ」と、こんなふうに聞こえないわけでもないんですよね。そういう点で、やはりしっかりと町民の皆さんの声を聞く、あるいは意見を聞くということをやっていただきたいというふうに思います。なかなか、これはあとは平行線でしょうから、そういうことだけをお願いをしておきたいというふうに思います。

次なんです、2点目は、復興にかかわって避難道路の整備をしているわけですが、現在の

J A 仙台松島支店の脇ですね、仙石線沿いの道路を拡幅をして、白萩のコンビニがあるところまで行くということをしているわけでありますが、それとかかわって高城駅をどうするのかと。もっとコンビニ側のほうにどうも寄るらしいとかいろいろわさが出てきている状況があるわけでありますが、非常に町民の皆さんの大きな関心事にもなっているということであるわけであります。このことについては、3月の予算議会でも、たしか色川さんでしたか、質問を若干しておられて、J R との協議も含めて進めるというか、どうなるか方向性を出していきますよということだったので、今現在、その協議も含めてどんなふうになっているのか、町としてまちづくりを考えたときにどうしたいというふうに考えているのか、その辺についてお聞きをしたいということであります。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 結論から申し上げまして、今やっている話がうまくいけば高城駅は石巻寄りに若干移動すると。そして、前の道路は広くなって、場合によってはある程度広場的なものも確保できるというような形になろうかなと思います。それと、仙石線の東北線乗り入れの話がございますので、そういったものとあわせると、高城駅を利用される方は今から相当ふえるのではないかというふうに思っております。

詳細については担当から説明させます。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） やっぱ高城駅前広場が今現在ないということがございまして、そこを優先的に考えなければならないといった部分がございまして、地域を見ますと駅前には広場もあるということで、用地買収しやすい方向性と考えた場合には、駅を石巻側に寄っていただければ、J R さんと協議して、その方向が早いだろうということの中で、まだJ R と協議中ということで進んでいるということでございます。今言ったように、駅前広場が商店街の活性化にもつながっていくということになりますので、そういった方向性で進めているということでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8 番（今野 章君） わかりました。

いずれにしても、そうすると、町としては高城商店街の活性化というふうになると、石巻に寄ったときに動線としてどうなのかなという気は、私はちょっと心配するところもありますけれども。いずれにしても、現在空き地になっている土地がある方向に駅舎の移転ということとを町としても考えたいと、こういうことでよろしいんですか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） そういうことです。町の活性化にどのぐらい役立つのかについては、これは何とも言えないところもありますが、人の流れといいですか、人の流れ、車の流れを潤滑にするという点では、今まで行き止まりでぼんとあったと、若干寄りますが、全部動きますということだと、活性化には役立つ部分が多いのではないかなというふうに思っています。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） わかりました。

なかなか用地が、これは一番のネックだと思うんですが、その辺についての見通しはどうなんでしょうか。現状、やっている最中でなかなか詳細言えないよという話になるのかなと思ったりはするんですが、その辺の用地の関係と、それから費用負担の関係も当然出てきますよね。費用負担の関係、J Rとの関係で、駅舎の移転も含めてやられるということになりますと、ホームまで移転するのかなどうか、わかりませんが、その辺の費用負担の関係についてはどんなふうな形になっているんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 用地についてはちょっとこの場では言えないので、申しわけございません。J Rとの話の中で、費用負担もあるんですが、これも震災復興の交付金事業そのものは使えませんので、そうすると、どのぐらい町の単独費でいくのかと。それから駅舎の部分の工事がありますし、また広場とかの用地買収、それから設置費なんかもありますので、その辺についてはできるだけ町の支出が少なくなるように計算して、工面して、調整して、交渉していくというふうな話しかございません。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） これはいつごろの話までというふうになるんですか。例えば松島海岸駅の整備の問題もありますよね。まず、松島駅のエレベーターの設置で、27年、28年ということとで考えていくと。ここで億単位の金が大体考えられるというふうになります。それから、松島海岸駅の整備と、これはまだまだこれからの話し合いというものはあるんだとは思いますが、ここも数億の多分予算が必要になってくると、こういうことになります。それから、高城町駅の移転ということになると、これも数億ですよ、多分。そういう費用が考えられるのかなというふうに思うんですが、これはどういう順番で考えられているんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 震災復興とも微妙に絡むんですが、まず松島駅のエレベーターについて

は、これは震災復興と直接絡みのない中で出ていますので、一番話がしやすい。それから、高城のほうは、前年の避難道路の話からスタートしていることなので、こちらは震災復興との絡みが密接にある。ちなみに、震災復興については原則27年度までということでございますので、おくれても5年はおくれませんよね、2年ぐらいかな。国でもなかなか渋いことを言っておりますので、そのときはわからないんですけれども、いずれ2年とか、プラス1年とかいうふうなことだと思います。海岸駅のほうは、これは震災復興と全く関係がございませんので、その次というような順番になろうかなというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） わかりました。

そうしますと、高城駅の移転関連については、震災復興との関係で、その期間の中で整備を考えていくということになるというふうに理解していいということですね。わかりました。

じゃあ、次に行きます。忙しいのでね。

○議長（櫻井公一君） それでは、ここでちょっと休憩とりますか。切りのいいところでね。

○8番（今野 章君） はい。

○議長（櫻井公一君） じゃあ、休憩を取ります。再開を11時10分といたします。

午前10時58分 休 憩

午前11時10分 再 開

○議長（櫻井公一君） 一般質問を再開いたします。

今野 章議員。

○8番（今野 章君） 今後のまちづくりに関連をしてということで、3点目になるわけでありましてけれども、先月、5月、ちょうど半ばごろ、町民の森に行って、何年ぶりですか、歩いてみたんですね。あそこ、大分前に広葉樹の森でしたか、名称、たくさん木を植えまして、本当に木が大きくなって、昔行ったときはとにかく天気がいいとお日様がさんさんと当たって本当に大変だなと思って歩いたこと記憶あるんですが、木が大きくなって木陰ができるぐらいの状況になっていまして、天気がいい日だったんですが、歩いていても非常に気持ちがよかった。そういう状況でした。根廻側にあります展望台までずっと歩いて行って、展望台に立ってこちらのほうを眺めてみました。久しぶりに眺めてみました。なかなかやっぱり眺めはいいなと。ただちょっと脇のほうの植栽したものが伸びていて、若干、眺望を遮っていたのが気になりましたので、まず最初に、その辺の眺望をよくするように植栽を少しカット

していただくように、最初をお願いをしておきたいというふうに思いますけれども。

展望台からずっと眺めて、時計回りと反対に回って見たら、根廻のほうが見えたんですね。根廻のほうが見えたら茶色いところが広大に見えるんですね。どこかなと思ったら、後ろに傍聴に来ている――の近くの山なんですね。森林が伐採をされて、それが茶色くなっていると。こういうことで、せっかくの新緑で本当にきれいな緑だったんです、本当によかったんですよ。こう回って見たら、茶色が突然わっと出てきて、「あ、何だあれは」と非常に残念な思いがした。そういうことがありまして、あそこのところもまた土砂の採取がされるのかなと、こんなふうに思いますと、何とかこの景観をやっぱり守っていけないのかなというふうに思ったものですから、きょうのこの質問ということになったわけであります。

今現在、東日本大震災ということで沿岸部で大量の土砂が必要になっているということで、土砂の採取も仕方がないのかなということでこの間は眺めていたというところもあるんですが、改めてあの情景を見て、本当にこれで松島はいいんだろうかというふうに思ったわけですので、その辺の状況を、どうなっているんだろうかということで知りたいなと思ひまして、質問をさせていただくわけであります。

今現在、ああいった形で土砂採取、これをしているところは何カ所あるんだろうか。これは土砂等の採取を行う際にかかってくる規制というのが、林地開発の関係での許可が必要だということで、これは1ヘクタール以上のところは県の許可と、それ以下のところは市町村への届け出と、こういうふうになっているようなんでありますが、その辺、県で許可しているところは何カ所あって、町届け出で終わっているところは何カ所あるのかというところをぜひお聞かせをいただきたいということであります。

また、現在、採取している箇所数とこれからの見通し、現在まだ土砂採取はしていないけれども、そういう届け出あるいは許可、これが求められていますよというところは何カ所ぐらいあるのかということと、土砂を採取をする、あるいは許可をするというときに、地域住民に対する説明といいますか、こういうものはどの程度されているのかというところをまず最初にお伺いをしておきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） こういった場所については全て許可制度がありまして、お話のように、林地開発の許可というもので土砂をとるということでございます。詳細は、担当から後から説明させますけれども、一番大きなものはやはり震災復興絡みで土が要ということで、県内各地でそういったものが多くなっていると。松島町でもこれまでそんなに多くはありませ

んでしたが、複数箇所ですと土をとるようになっていくということでございます。

茶色の肌がそのまま残ってしまうのではないかとありますが、基本的には、こういった林地開発についてはその後の処置というものもありますので、つまり木を植えるということがありますので、その許可条件の中に含まれていますし、また地元に対する説明とか、またちょっと先走りかもしれませんが、水に対する対応とかそういったものについても許可の条件にありまして、それを満たしているものが許可されるということでございますから、基本的、原則的にはそんなに心配することないということだと思います。

震災復興で土がどのくらい要るかについては、当初、宮城県で相当大量に見積もっておりまして、そのとおりだと大変だったんですが、どうもそこまで要らないんじゃないというふうな話もありまして、今後、そんなにあちらこちらでどんどんふえていくというふうなことはなかろうかなというふうに判断しております。

うちの松島町の状況でいいますと、大きなところについては、土をとった後、ある程度、次の土地利用、都市的な土地利用を考えるとところもありますし、またそうでないところもありますので、都市的土地利用については今後そこから開発が進んでいく可能性もありますが、ほかのものについてはもとの緑に復帰するということがあろうかなと思います。

これから先の話についてはまたやりとりの中でお話ししたいと思います。

担当から詳細説明させます。

○議長（櫻井公一君） 伊藤参事兼産業振興班長。

○参事兼産業振興班長（伊藤政宏君） 県の許可の林地開発の箇所数につきましては5カ所でございます。それから、町のほうに伐採届け出が出されているのが1カ所、計6カ所になります。

○議長（櫻井公一君） それで終わりですか。

○参事兼産業振興班長（伊藤政宏君） 箇所につきましては、初原の宮ノ入地区、幡谷泉ヶ原地区、北小泉の鴻ノ巣地区・宮田前地区、渡戸地区及び十文字地区でございます。

それから、土砂採取に当たりましての住民に対する説明ということでございますが、林地開発の許可申請の際に地権者等の同意書の添付というものが義務づけられておりまして、同意をスムーズに得るために説明が地権者等に施工業者のほうから実施されているという状況でございます。

○議長（櫻井公一君） 住民にはないのね。

今野議員。

○8番（今野 章君） もうちょっと聞いていたんですけれども、今後の予定はないんですか。
これからの予定。

○議長（櫻井公一君） 伊藤参事兼産業振興班長。

○参事兼産業振興班長（伊藤政宏君） 今後の開発許可の予定ということでございますが、先ほど今野議員さんのほうからお話ありましたとおり、採取されました土砂につきましては、主に震災復興地の宅地造成とかそういったものに運搬をされている状況でございますので、土砂採取の箇所は今後もふえるとは考えておりますが、具体的にどこどこという申請は今の段階ではございません。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 町長と担当ではちょっと認識が違うのかなと思いましたけれども、今、全体で現在6カ所だと、こういうことであります。地権者への説明ということで、全体、住民の皆さんを集めて、いわゆる事業者のほうで説明するということはやられていないわけですね、そうしますと。できれば、私はやっぱり周辺住民にこういう事業が始まりますということでお声がけをしていただいて、説明をしていただいて、要望も聞いていただいて事業をしてもらうということも今必要になっているのかなと。特に、ダンプの出入りがあるわけですから。きのうもダンプのことでいろいろ話ありましたけれども、道路が傷んだりとか、それからほこり、こういうものが飛んだりとかするわけですね。道路をちゃんと清掃しないために泥だらけになっているとか、こういったようなこともあるので、そういう点では、住民の皆さんは一体何だろうなと思うんでしょうけれども、言う場所もないということにもつながりますので、そういう点では、地権者だけではなくに、地権者といってもよそに住んでいる地権者もいるわけでしょう。ということになれば、やっぱり地元に住んでいる皆さんにきちんと説明をしてもらうということが大事なんではないかというふうに思いますので、その辺についてはいかがなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 大事な問題でございますので、許可条件の範囲について、細かいこと、ちょっと私も知らない部分があるんですが、町の責任として、きのう赤間議員からお話ありましたけれども、周辺住民、特にトラック、ダンプが通る部分については説明の必要ありというふうに思いますので、その辺の説明、業者のほうから、また場合によっては町のほうからするということはしなければいかんというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） もう一つは、これからのこともあるんですが、けさ、今お見せしたように、名取で土砂違法採取ということで新聞に載りました。いろいろこれを読みますと、こういうことをやるのには、今お話ししたように、林地開発の許可も必要だと、それから伐採の許可も必要だと、採石法上の許可も必要だと、こういうようなことが書いてあるんですが、町内ではこういうことがあるのか、ないのか。それから、そういうことが発生しないように、きちんと点検というのか、見回りというんですか、こういうことはおやりになっているのかどうか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 伊藤参事兼産業振興班長。

○参事兼産業振興班長（伊藤政宏君） 町内で無許可、林地開発の許可をとらないでやっているというところはございません。それから、現場の確認につきましては、施工業者から申請書が出された段階で、関係課も含めて、建設課とか、企画調整課とか、1週間ぐらいの間には現地を確認をさせていただいております。それから、工事が始まった段階で、現場のほうに出た際に林地開発の現場を調査したり、たまに調査をしたりは実施をしております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） それは許可申請、届け出があったところは皆さんおわかりになっているから、そこに行ってみればわかってやっているんでしょうけれども、私が聞いたのは、そうでない場所を見つけるためにきちんと見回りをしているんですかと、そういうことが起きないような見回りをしているんですかということ聞いたので、その辺どうなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 伊藤参事。

○参事兼産業振興班長（伊藤政宏君） 見回り、監視という部分では、余り実施していないのが正直なところでございます。私ら担当課としましても、無許可の林地開発、新聞等でいろいろ、名取市、仙台市、いろいろ問題が起きている市町村がございますので、まず許可権者であります県のほうと町とで協力をしまして、例えば監視の期間とか、ある程度の期間を設けて、町内の山林を調査することが必要ではないかと思っておるところでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 今現在していないということなんですが、言ってみれば、申請をされて許可を出しているのが県で、あるいは届け出をされているのは町なので、我々町民は、一般的にはそういう開発行為がやられていてもそれが本当に許可されたものなのかどうかというのは判断できないわけですね。ですから、届け出をされた側、許可をした側が積極的にそ

ういう行為をしていかないと発見できないというのがこういうものではないかと思うので、ぜひそういうことに今後の仕事の中で留意をしていただいてやっていただきたいということをお願いをしておきたいというふうに思います。

次なんです、土砂採取を許可をするという際には林地開発というものがまずあって、されるわけですが、県が許可をするわけですが、県が許可をするに当たって、町のほうからこの林地開発に対する意見が多分求められるんだらうなというふうに私思うんですが、そういう意見、許可をする際に県から意見を求められた際に、意見というものはつけてまずやるのかどうか。そういう、求められるのかどうか、その辺はどうなのか教えてください。

○議長（櫻井公一君） 伊藤参事。

○参事兼産業振興班長（伊藤政宏君） 町の意見として、確かに今野議員さんおっしゃるとおり、求められます。関係課、例えば企画調整課であれば景観の配慮とか、あるいは産業観光課であれば農地あるいは水路に土砂崩れが起きないようにするようにと、それから建設課であれば工事車両等によって町道の形状を壊すことのないように、そういったもろもろの条件といえますか、町の意見として施工業者あるいは県のほうに提出をさせていただいております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） そういう意見をつけてやるということなんですが、それは個別につけてやっているんですか。それぞれの担当課が持ち回りでそういうことをやっているんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、伊藤参事。

○参事兼産業振興班長（伊藤政宏君） 関係課の意見を産業観光課のほうで取りまとめをいたしまして、産業観光課のほうから提出をしております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 余り関係ないと言えば関係ないような気もするんですが、目的規定上、関係ないような気がするんですが、例えば松島町開発等調整委員会というものが設置されていることになっているんですよね。こういうところでそういう開発行為が起こされた場合に、きちんと調整して意見を上げるということにはならないのかどうか。これはちょっと、目的を読むと、林地開発まで入るのかどうかなどは思うんですが、その辺どうなんですか。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） 開発の委員会につきましては、私どもで事務局を所掌させていただいておりますが、林地開発は基本的には含まれていません。都市計画法上の開発でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） そうなんですよ。私も多分そうだろうなとは思っていたんですが。ただ、これだけ林地の開発が進んでいくということになると、こういう開発指導要綱があって、調整委員会が多分あると、こういうことだとは思いますが、こういう中にきちんと位置づけをしながら行政的な指導もきちんと行えるようにしていくと。あるいは県に対する意見を上げるときも庁舎が全体として意見を調整しながら上げていくということが私は必要になってきているのではないかなというふうに思うんですが、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 林地開発のほうは、あくまで山の部分、その部分を一時的に木を切ったり、土をとったりするという行為です。都市開発のほうは、そこでその後に何とかするというのが条件ですよ。林地開発のほうはとったらもとに戻すということで、山を動かすということは、建前上といいますか、法体系上の中ではそういうふうな考え方になっておりませんので、そこに開発の委員会を絡ませると、何だこれはというふうな話になるかと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 確かにそうなのかもしれませんが、それは行政側の四角四面の私は考え方なんじゃないかなと思うんですよ。松島の町、町土を保全するということで考えたときには、都市計画もあるでしょうけれども、松島町としての町土をどう保全するのかという考え方も含めて、だから、ここの中身を少し変えたらいいんじゃないかということなんです。いろいろ法律があってこれを設置しているという側面もあるのかもしれませんが、こういう機関の中できちんとまちづくりも調整していくということが大事になっているんじゃないかと。松島は景観条例もつくっているわけでしょう。しかも、景観区域として全町土が景観区域に組み込まれているわけでしょう。言ってみれば、北部地域はグリーンゾーンだよ。そして、里山なんかを大事にしますよと、こううたっているわけですから、そういうまちづくりという観点から見ても、この中で調整できるということも、そういう開発問題が出たときには調整できるという性格のものにしていかないとうまくないのかなというふうに私は思ったんです。なおかつ、今、林地開発だから、あとは木を植えれば終わりだというお話もありましたけれども、林地開発は林地開発でも、その後の跡地利用ということも含めて林地開発の申請というのはあるんじゃないんですか。その辺はどうなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 林地開発は基本的には林地、山をどういうふうな形態にするかというふうな話なので、その跡を都市的な土地利用するというのは前提としてないんですよ。ないです。今回、根廻のあたりとか、初原、幡谷にかけて、将来的に放射光を持ってくるとか何とかと言っているから、そういうふうなお考えになるのかなとは思いますが、その部分は確かにそういった企画意図はありますけれども、一般的には、林地開発について、その跡を開発するのであれば、これは山を都市化するというところでございますので、それは基本的にはやってはいけないというふうな考え方なんです。だから、ほかと、一般的な林地開発というものと、根廻部分、初原部分については違うふうに考えたほうがいいと思います。今、根廻地区、初原地区についても、あれは林地開発でとっていますので、次に何もなければということですが、次に何もなければそれは山に返すということになりますから、木を植えて。そこを山に返すのを前提で、そこから次を何かしようとするのであれば、今度は都市開発のところに入ってきて、そこでいかにすべきかというふうな話になるわけですよ。だから、分けたほうがわかりやすいと思いますけれども。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 分けたほうがわかりやすいというのは、開発する側の手法でいうとそのほうがわかりやすいと。私は、この景観を守る立場で考えたらそうすべきだろうと、こういう話なんです。

林地開発、林地の持つ公益的機能ということで4つに整理しているんですよ。土砂崩れや雪崩等の災害を防止する機能、洪水等の水害を防止する機能、いわゆる緑のダムとして水源を確保する水源涵養の機能、騒音防止、強風の防備、景観等日常生活の環境を守る機能、これは宮城県のホームページで林地開発について、こういうふうに4つにまとめて書いてあります。林地開発をなぜ許可制にしているのかというのは、これを守るためにやっているんですよと、こう書いているわけでしょう。

だから、町長が言うように、山を削った後に木を植えたらそれで終わりというのは、私は短絡的過ぎると思うんですよ。山に戻るわけではないですよ。山に戻るわけではないんですよ。ですから、景観条例をつくって、里山も含めて守ろうと言っているこの松島で、山を削ってしまうということと、非常に大きな私は矛盾はあると思っているわけ、初めから。そういう意味で考えると、もう少し林地開発というものについて、松島独自の考え方があってもいいのではないかと。そうした場合に、こういった開発調整委員会や何か、開発要綱の中に

もそういった考え方を反映させながら、ある程度そういう林地開発の誘導というものが可能になっていくようなことが必要なのではないかというふうに思って質問をさせていただいているわけ。

開発だけ考えると、いや、これは林地開発でここまでだからいいんだと、こうなりますけれども、一旦平らにしてしまったら、次は、次の人が来て、ここ、じゃあ、何かしようという話になりやすいわけでしょう。なりやすいわけですよ、山よりは。ですから、そういう点で、松島町の景観条例とあわせて考えると、ある程度現状の保全をするということと考えると、開発要綱なり何なりとリンクさせながら考えることも必要なのではないか。こういうことなんですよ。そういうふうに考えないと、私は景観保持、景観保持と言ってみたところで、景観といっても海岸地区だけだからいいんだということにしかないのではないかなというふうに思うんですが、どうなんでしょうかね。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 林地開発、山をどういうふうにするかということなんです。開発委員会のほうは、都市的な土地利用をどういうふうにするかということですね。（「そうです」の声あり）林地開発のほうは、確かに山が削られて平らな部分が出たり、崖が出たりしますが、そのところをどういうふうに山の機能を前と同じレベルのものに、形は違っても同じレベルのものにするかというのでいろいろ考えるわけですよ。だから、そのために皆さんが英知を出し合ってやるということは大事なことですし、また林地開発の基準の中でも、条件の中でも、そういったものを守るように、よしんば削っても、木を切っても、そういうふうにしてねということで、この林地開発の許可が成立しているわけです。だから、木を植えてもとどおりというか、「緑になるからいいべ」ではなくて、先ほどおっしゃったような4つの条件を守る、それをやっていただいて初めて林地開発が認められるということになりますので、林地は林地として独立した考え方でやっていますから、その中で景観なり何なりは、緑の景観を守るということであればそれは守れるんですよ。

問題は、だから、議員の中には多分根廻とか初原の頭があるものだから、林地開発というのはそういうものだなと思われているんでしょうけれども、基本的には、林地開発とあれとは別な話です。たまたま、あちらの根廻、初原のほうは林地開発をした部分について、今後の土地利用をこういうふうにしたらいいなという構想があるというだけです。構想を実現するためには、果たして林地を都市的な開発していいのかどうなのかという議論がまた別途出てくるということです。そのところは、どうせ同じなんだから、今してしまおうという

話かもしれませんが、それについては確かに議論の余地はあると思いますが、林地開発と都市開発というのは違うということは、そこはちょっとご理解いただきたいと思うんですけども。

それからもう一つ、景観についてです。景観についても、少なくとも林地開発の段階では山は保全すると。それは木が植えられているだけではなくて、水源涵養とか、土砂の流出とかを防ぐという意味では、山の機能をそのまま保全するんだというふうな考え方で林地開発としてはなされている。景観についても同じ考え方、継続するという考え方でやっているということでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 時間なくなってきましたので。

景観の問題で、例えば幡谷や何か、北部のほうの地域については、谷間に農家があって、いい景観をつくっているんですよと言っているんですよ。谷間がなくなっていくでしょう、山を削ったら。そういう景観が壊されていくんですよ。ですから、私は、もとに戻らないものなんですよ、削ったら。そこのところを言っているんです、町長。削ったらもとに戻らないですよ、今簡単には。削ったら木は植えて緑にはなるかもしれない。しかし、山の形、谷がなくなったり、山がなくなったりということになるわけでしょう。これで本当に町の景観を守れるのかということになると思うんですね。そこが言いたかったと、そういうことです。これは時間がないのであれですけども。

あともう一つは、許可が出たと。しかし、万が一被害が出た、災害が出たといった場合の被害の補償といいますか、責任と補償というのはどこがどう責任を負うことになるんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 伊藤参事。

○参事兼産業振興班長（伊藤政宏君） 被害が出た場合の責任ということでございますが、原状回復の責任は施工者が責任がございますので、施工者のほうで負担するようになるかと思えます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） なかなか今景気がよくなってきて、こういう業者さんは景気がよくなってきているという面があると思うんですが、山を削っていろいろ問題が出る。その途中の中で業者さんが倒産して破産したりするということも大いに私はあり得ることだなと思っているんですよ。そういう場合はどうなるんでしょうかね。

○議長（櫻井公一君） わからないときはわからないと言ってください。伊藤参事。

○参事兼産業振興班長（伊藤政宏君） 倒産した場合の負担につきましては、ちょっと調べてみないと何とも……。申しわけございません。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） ぜひ後で調べて教えていただければと思いますので、よろしくお願いたいと思います。

最後の質問に移りたいと思います。あと10分ですので、簡潔にいきます。

今年度中に災害公営住宅が完成をすると、40戸の完成をすることになっておりまして、来年度になればさらにプラス12戸という予定でいるわけでありますけれども、まず入居の時期について変更はないかということでお聞きをしております。6月4日付の新聞にでしたか、たしか入札も終わったということで載っていましたので、多分変更はないと思いますけれども、その辺はどうかということと、それから家賃であるとか敷金等の減免、あるいは転居費用など、災害公営住宅に入居する皆さんへの支援対策について、どんなふうに考えておられるのかということをお聞きをしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 担当課長から説明させます。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） まず、40戸部分につきましては、今県のほうで工期が1月30日ということで一応契約しておりますので、3月には入れるのじゃないかということで準備を進めていくということでございます。

それから、家賃、敷金等につきましては、今回、東日本大震災特別家賃低減事業ということで、そういった形で特別に用意しておりますので、そういった部分を取り入れて減免をしていきたいというふうに考えております。敷金につきましても減免を検討していきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） さらに、転居費用につきましては、一応、現在先行してやっておられる市町村でございます。それを参考にいたしまして、こちらでも補助金の支給を考えております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） なかなか具体的なところが、予算のときにも聞いて、やりますという、

ここまでの答えは3月の時点でいただいているわけなので、もう少し具体的なところは出ていないんでしょうかね。3月にも言いましたけれども、やっぱりこういういいことは早く関係者にお知らせをして喜んでいただくということが私は大事だと思うんですね。「仕事が遅いぞ、大橋は」と、こう言われないように、やっぱりいいことはどんどんお知らせしていくと、こういうことが大事だと思うんですが、目鼻も何も立っていないんですか、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 既に面接といいますか、聞き取りをやっておりまして、その中で、今、昨年度の所得で家賃については示しておりますので、ほとんどの方は一応入りたいと、希望の中では一応ある程度の把握はされているということでございます。

○議長（櫻井公一君） はい。

○8番（今野 章君） 例えば敷金は3カ月ゼロにするのか、具体的に。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） おっしゃられたとおり、敷金については全額減免ということで検討しております。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平巧悦君） 転居費用に関しても、今決まらないから、大橋町長は遅いとは言われなと思います。別に今でなくても私はいいとは思いますが。今野議員は遅いと思うかもしれませんが。

ただ、基本的な考えは3月定例議会と同じです。固定の費用をまず見る。単身でも、プラス世帯数というのが加味されていくということでございます。ですから、家族、1人でも、2人でも固定金は同じと。2人ならばプラスアルファ、3人ならば……、ということで、これは3月定例議会でも話しましたけれども、そういう形です。ですから、その金額を幾らにするかというのが今内部では大体決まっていますが、これを公にできるかというのは、それは今の段階ではない。内部では決定しております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） よくわからない。内部で決定しているのに公にできないというのが、私よくわからない。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平巧悦君） 内部で意思決定を、今度は組織ですから、庁議とかそういう形で決め

なければならないので、「そういう意味ね」声あり）そういうことです。ですから、町長とか担当課では決めていますけれども、意思決定で公にできるのはやっぱり庁議とかそういう形でできないからということで、公にはできないということです。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） いつになったら明らかにしていただけるんですか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平巧悦君） 12月定例議会前になりますから、秋、9月定例議会と12月定例議会の間にはできる。だから、9月定例議会にできるかどうかということで、じゃあ、9月定例議会のとき何だと言われる可能性があるので、早ければ9月定例議会、12月定例議会前には正式に決めたいと。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 来年の3月には入居できますよという今答弁しているわけでしょう。やっぱり準備あるんですよ、被災者だって。そうしたら、少しだって早く、こういう手当ができますよということをお知らせするというのが私は行政のサービスだと思いますよ。せめて、6月末にはとか、7月末にはという答えが返ってくるのかと思ったら、12月までにはというのは驚きとしか言いようないですね、私は。ぜひ、これは町長、早目に意思決定してくださいよということをお願いしておきます。

次の質問でまとめてお答えしていただきたいと思うんですが、今年度40戸建てて、来年度12戸ということで建てていくわけですがけれども、実際に公営住宅に入居されることを希望されている皆さん、現状どうなっているのか。そして、もし、例えば被災者の入居希望者数と戸数との関係で開きがあった場合、あきが出た場合、これは他市町村から来て松島に現状住んでおられる方もいらっしゃるわけですがけれども、そういう方でも希望すれば松島の災害公営住宅に入居が可能なのかどうか。その辺についてお聞きをしたいというふうに思ったものですから、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 最初の段のほうについては、できるだけ早くやるようにいたしますので。
あと残りは担当課長から。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 今現在、災害公営住宅に入りたいという方含めて、検討中の方含めて32世帯の方がいらっしゃるということで、残りの部分についてということで、まず一つは

町内の方を優先にということで考えております。その後に町外の方ということで検討しております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 今、ちょっとわからないんですが、町内の方を優先にというんですが、これは被災された町内の方なのか、被災していなくても入居したい人がいれば、そこは災害公営住宅だから、それは多分ないとは思いますが、そこだけ明確に言ってください。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） ご存じのように、全壊とか半壊で滅失された方が一応条件になりますので、それを条件にという意味です。（「わかりました」の声あり）

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 時間もなくなりましたので、あとやめますけれども、先ほども申し上げました。町長からもできるだけ早くという答弁もありました。本当に支援の内容については早くやっぱり明らかにしていただいて、先ほどは無礼なことを申し上げました。「遅いぞ」と言われますよということで言いましたけれども、ぜひ被災者の気持ちに立っていただいて、早目、早目で、ぜひお知らせもしていただいて対応していただきたいということをお願いを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員の一般質問が終わりました。

次に、赤間幸夫議員に入るわけでありますけれども、進行上、ここで休憩に入りたいと思います。昼食休憩に入りまして、再開を13時といたします。

午前 11時48分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（櫻井公一君） 一般質問を再開いたします。

2番赤間幸夫議員、登壇願います。

〔2番 赤間幸夫君 登壇〕

○2番（赤間幸夫君） 一般質問の通告に従いということですが、本日、一般質問の1日目ということで、本来、私、午前中に予定をして腹づもりをしてきたつもりだったんですが、前の議員さんが熱が入りまして、なかなかだなという思いで聞かせてもらいました。若干興奮ぎみにまちづくりの面なんかは聞かせてもらった関係もありまして、この調子で私にバトンタッチ受けられたらいいなというふうな思いでしたが、ただいま昼食休憩が入りまして、少し

機先をさがれたような感があります。しかしながら、通告順に従いまして、これから質問事項の1といたしまして、高齢社会に向けた取り組みについて質問してまいりたいと思います。何分、口下手な部分につきましては、町当局の皆様の聞き上手になっていただいて臨機応変な答弁と簡潔な答弁を期待してまいりたいと思います。

それでは、早速です。松島町の統計資料（平成26年3月版）によりますと、高齢者（65歳以上）の人口は、平成25年4月1日時点で総人口1万5,141人に対し4,837人であり、高齢化率にしてみますと32%となっておる状況でございます。ちなみに、本年26年の3月時点で見ますと、高齢化率としては33%に1ポイント、1%上がっているというふうな状況でございます。また、参考までに60歳以上の人口はというふうに見ますと6,267人で、実に総人口の41.5%を占めている状況でございます。

このような現状から、本町におけます高齢者人口比率は年々増加し続けていくこととなりますが、こうした現状を受けて、町はどのような対応を行ってきているのかということで、質問の第1点といたしまして、通告に基づきます本町の高齢社会への対応ということで、本年3月31日現在におけます過去3カ年の町独自の取り組み内容とその効果についてであります。また、その効果が町民の側ではどのように受けられているのかをお尋ねしてまいります。なお、町民の側ではということでもありますから、当然、アンケートとか、あるいは聞き取りとか、無作為にとかという形での抽出、あるいは通常の行政サービス提供に当たってお声として頂戴している分などもあるかと思いますが、そういったものをあわせもってお答え願えたらという思いであります。その点、まずは第1点、お願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 松島町の高齢化率が県内でも高いという点を重要視して町の政策として取り組んでいるつもりでございます。

一般的に、日本全体でも高齢化率は高くなってきておりまして、これは東京でもそうなんですよね、実は。都市部、大都市の一人勝ちだとかというふうなものの言い方があるようですが、これは私が読んだ本の中ですけれども、必ずしもそうでもなくて、人口もふえているけれども、高齢者の数も莫大にふえていてどうするのかというふうなことがあるらしいです。

高齢者の方々が心地よいといいますか、快適な、安全・安心な生活をしていくということも町の行政の仕事としては大事なことかなというふうに思っておりますので、いろいろな創意工夫をしながら、またなかなかうまくいかないところをどうするかということも含めて、大きな問題として考えて取り組んでいるということで、まず総括的にお答えしたいと思います。

詳細については、担当課長から答弁します。

○議長（櫻井公一君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） 高齢者に対しましては、ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯を対象といたしました宅配夕食サービスのお晩ディッシュ、それから緊急通報システムなどの生活安心サービス、またシルバー昼食会あったか〜いなど、各種介護予防教室を継続して実施をしております、松島健康塾につきましては、23年から地区を1カ所ずつつふやし、現在5カ所7班で行っております。

松島元気塾というものは、おおむね65歳以上の介護認定を受けていない方を対象に、脳トレをしたりとか、趣味活動、各種講話を行い、足腰を丈夫に保ち、認知症を予防するための活動でございます。特に元気塾に通っている方の効果が高く、要介護認定者はわずかであります。これは予防教室の効果であると感じております。事業を行っているアンケートの中では、町民の方も「出かける場所がある」、それから「話す人がいる」、それから何よりも「楽しく通っている」ということで、自分の認知機能の向上も実感できているということがあります。

高齢社会への対応といたしましては、一番は健康寿命を延ばすことであると思っております。多くの町民が自分の健康に関心を持ち、不足しているところを補うことができるよう、健康に関する情報の提供や健康学習の機会をさらに充実させて健康松島の実現に向け努力してまいりたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） ありがとうございます。

今担当課からのお話、当然平成26年度の当初予算におきます予算委員会資料等を見させていただきますと、通年、1年を四半期毎に分けて、第2四半期後半から事業展開をしているような実態があるんだろうなというふうに見てとれます。また、今お話出されて、高齢者の皆様が日常、家に引きこもりのといった場合とか、あるいは生きがい活動支援なんかの事業、あるいは老人クラブ等に積極的に参加されてという部分、あるいは宅配夕食サービスの提供などというものを受けながら、極力みずからに元気な生活習慣をつけようとして努力されておるというふうな状況かとも見てとれます。

もうちょっと突っ込んでみたいと思うんですが、事業実施に当たっての具体的な取り組みのありようをちょっとお伺いしたいんですが、これは町の担当課だけでなく、ボランティアさんのお力をおかりしたりとか、あるいは介護事業者さんのお力をおかりしたりとか、そうい

った展開での事業を行っているのではないかなと思われそうですが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） ボランティアの方のご協力で、あったか〜いというシルバー昼食サービスのほうを実施しております。50名から60名くらいの登録者の方がいらっしやいまして、いろいろ勉強しながら高齢者の方のお世話とかレクリエーション、それからお話を聞いていただいたりとか、そういうことをしております。事業者のほうは、事業者のほうのご協力というところでは、社会福祉協議会のほうで宅配夕食サービスのお晩ディッシュのほうの委託を行って配達していただいているところです。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） なかなか、行政のみでの町内元気高齢者、先ほど60歳以上の高齢者人口6,267名というお話を踏まえてこの質問に及んでいるわけですが、とりわけ介護等の制度活用に至らない元気な、いわゆる介護認定制度上の要支援1程度までは、積極的に認定に至らない形での歯どめというのですか、そういったことを町独自に行政施策展開するだけじゃなくて、ボランティア団体の皆さんの力添えをもらったり、みずから町がそういったボランティア養成のための登録をしながら、言うなれば町を12行政分割されながら随所に入っていくって、そういった展開を見るべきだろうと思っておりますが、その点についてはどうでしょうかね。

○議長（櫻井公一君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） おっしゃるとおりで、松島元気塾のほうもまだ5カ所で7班体制でしかできておりません。こういった元気塾が本当に12行政区の中でできていけば、ひとり暮らしとか高齢者世帯の人たちがすごく楽しくできるんじゃないかなというふうには思っております。第6期計画の中でも、こういったあたり、地域の結びつき、ソーシャルネットワークというあたりで、みんなで支え合うというところを中心としていきたいと考えておりますので、その中でだんだん松島元気塾をふやしていきたいなと考えております。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 松島元気塾の効用というのですか、効果というのですかね、そういったものがこれまでの取り組みの中で一番というか、そういった実績、成果を上げておられるんだろうというところで、そういった答弁内容になっているんだと思います。

町における社会福祉協議会さん初め、そういった団体の皆様についても、町と積極、行政とのかかわりをもった中で情報を共有しながら展開をしていくべきだろうし、場面、場面においては、この後、敬老会とかそういった行事も予定される場面ありましようから、そういった中にも、どしどし協議を重ねるなりしてよりよい事業展開が望まれるのではないかなというふうに思われます。

それでは、次に、今お話しいただいた、答弁いただいた現状を踏まえましてということで、2つ目に入っていきますが、平成26年度は第5期介護保険事業計画におけます見直し年であり、なおかつ第5期の最終年でありますことから、計画策定時でありました23年度から見て、大きく課題として捉える点、つまり計画と実態との乖離している点、そういったところをどのように現状で把握できているのかをお尋ねしたいと思います。

例えば予測をしていた以上に早い高齢化率の進行ですとか、あるいは高齢者数の発生ですとか、あるいは団塊世代がようよう65歳を超えてきている関係からのそういった皆様に対する対応での課題を持ち得ているんだとか、そういったところをちょっとお答え願いたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 大きな乖離というものは現状のところではないかなというふうに考えております。松島町、高齢化率が高いというのにもかかわらず、認定者の数は推計値を下回っておりまして、またそういった点では大体計画の範囲の中で推移しているのかなと。それに対して、行政としておおむね、完全にというふうにはまだちょっと言い切れないところもありますけれども、おおむね対応できているかなというふうに思っております。

なお、詳細、また担当から説明させます。

○議長（櫻井公一君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） 今町長も申し上げましたが、第5期計画、介護保険事業計画の中で、給付費につきましてもほぼ計画値でありますし、認定者数につきましても25年度の推計は下回っております。計画の中で、地域包括ケアシステムの推進構築を新たな方向性と示しておりましたが、まだ実現に向けてなっておりません。今後、第6期計画においても引き続き課題として取り上げて、地域包括ケアシステムの実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 今、最後に言われました地域包括支援事業関係での取り組みについてを

課題として挙げておりましたが、その最大たる要因というのはあったんですか、体制ですか。町側の体制にあるんですか。地域包括支援事業の展開が課題として捉えるといった場合に、その点をもうちょっと掘り下げて。

○議長（櫻井公一君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） 地域包括ケアシステムにつきましては、医療との連携の強化、それから介護サービスの充実強化、予防の推進、見守り、配食、高齢者住まいの整備とかが挙げられておりましたが、まだ医療との連携強化につきましては、24時間の対応の在宅医療とか訪問看護とかがまだ実現できていないところです。これは宮城県内でまだやっているところもないということで、実現ができていないというところ。それから、24時間対応の定期巡回随時対応サービスのほうもまだできていないというところで、松島だけのことではなくて、宮城県全部のことなんですけれども、ただ、これを必要としている方もまだいらっしやらないような状況でしたので、今後、第5期ではいなくても、第6期には要る方も、必要となさる方もいるかもしれませんので、その辺取り組んでいきたいなと思っております。

ただ、この問題は県のほうでも取り上げておまして、6月4日に地域包括ケア推進協議会準備委員会というものが設立されまして、地域の住民団体とか、NPOとか、関係機関とか、連携を図るということで、協働による地域包括ケア体制の構築に向けて準備を進めていくということです。このあたりでのまとまりがおりてきましたら、松島のほうも参考にしながら取り組んでいきたいなとは考えております。

一応、来年度から3年にわたっての第6期計画ですので、29年度まで実施に向けて頑張っていきたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 第5期まででということで、第5期の中で国がいち早く示された24時間包括あるいは訪問支援体制という形での対応ですけれども、確かに県内自治体あるいは近隣2市3町を中心に見た場合でも、この部分での取り組みというのはほとんど計画には載っておるものの実施実態が見えてこない。それは多分にその制度活用をしたいと願っておられる方もまるっきりゼロではないだろうとは思いますが、おられていながらも、その域までいっていないというふうな状況から、そういった制度活用に至っていないのかなとも思いますが、いかんせん、包括支援センター等の総合相談業務の中にはそういった点での相談事なんかもあるやには聞いておるんですけれどもね。そういった点での部分についてはいか

がなものでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） 包括支援センターのほうにはまだ24時間体制での医療の必要性というものとかは、相談のほうには来ておりません。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 本町の場合はそうであるということですか。わかりました。

現行の第5期の高齢者福祉計画における計画と実態はそう乖離している部分にはないというふうなお答えですので、さらにもうちょっと細かな部分で踏み入っていきたいと思いますが、要は3番目になりますが、先ほど答弁の中にも既にお話ありましたけれども、高齢者人口の増加に伴っての、その増加傾向と同様に要支援・要介護認定者のいわゆる出現率、これもふえ続ける方向にあらうと思います。ちなみに、平成25年度分で見ますとおおよそ高齢者人口の約15.3%程度、770名前後くらいの方々が認定者数というふうに捉えていますが、そういった点を踏まえまして、質問ですけれども、とりわけ22年度末、いわゆる東日本大震災があった以降、それ以降、23・24年度は生活不活発病と言われている、要するに動かないことで動けなくなる、あるいは動きにくくなる状態になる、生活が不活発な状態が続くと心身の機能が低下いたしまして病気になるというふうな状態を指すんですけれども、その生活不活発病等を起因として、要支援・要介護者数の認定者数なんかも大きく松島の場合は変化が生まれているのかなというふうに思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 要介護の認定者数については、着実にと言っているのかどうか、ちょっと余り的確じゃないと思うんですけれども、ふえてはいつているんですよ。当然、高齢者数もふえていますので、それに従ってふえているという現状が基本的にはあるわけですね。今後もその傾向は終わることはないというふうに思っておりますので、そういう中で、それに対する対応、そしてまた財源の見通しということで、質問の……（「まだ財源については一切触れていません」の声あり）そうですか、じゃあ、そちらはいいとして、そういった傾向があるということは認識しております。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 今町長が私の通告に従って財源の部分で、若干、私財源、これは先ほど、計画と実態がそう乖離していなければ、それなりのいわゆる財源手当も介護給付費が主な予算になりますから、そういった進行の中で何とかやりくりがきいているんだろうというふう

に見ますので、当初予算の予算づけの中では長寿社会対策基金、あれに対する利子積み立て分1万7,000円ほどの計上があって、なおかつ基金総額で伺いすれば、これは25年度末での額ですが、原資として6,545万円ほどの額になっておると思います。基金をもって、本来ならば盛んに高齢社会対応の町としての独自事業展開が望まれるということですが、あくまで第5期の高齢者福祉計画に掲げてある事業内容を踏襲し、というふうな形で展開してきているわけですから、ああいったものにこれは充てられてきているんだらうなということですが、ちょっとそれは包括支援事業が主にこの部分に充てられているのかなというところだけ、ちょっと確認させてもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） 介護保険特別会計の中では地域包括支援のほうで使っております。よろしいでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） この基金、一般会計上で措置されていて、一般会計からの介護会計への繰り出しとして対応しているということですかね。そういう理解でいいですかね。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） 済みません。突如の質問で、中身までちょっと把握はしていませんけれども、確かに議員おっしゃるとおり、一般会計です。そして、この基金の目的はあくまでも福祉活動の促進、それから快適な生活環境の形成等で、本格的な高齢者社会の到来に対応した推進に使用するということでありますので、この目的に沿って使っています。

以上です。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） せっかくある基金ですから、必要性を帯びなければ、それなりに来るべきに備えてというふうな考え方で基金化しておるんだらうなとは思いますが、できることでしたら、町民の皆さんに、先ほど、頭から3カ年の主なる事業でと、効果の上がっている事業でというところでの答弁いただきました部分で、地域包括支援事業あるいは高齢者福祉事業、そういったものについて、はっきり申し上げて、実は昨年12月、選挙があったわけですが、多分、皆さんの選挙事務所なんかにもそういった傾向があったのかなと思いますけれども、結構、高齢者の方が応援という形で、まずは話したい場所が欲しいと、この辺を何とか議員さんになったら、暁には頼みますよというふうな話されておるわけですが、そういった声はどうでしょうか、町には届いていませんか。

○議長（櫻井公一君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） 先ほど申し上げました松島元気塾とかも、今大変申し込みが多い状況です。添乗員を1人つけて、ふれあいの家とか、ほほえみの家とか、あとはちょっと拡大しまして品井沼農村環境センター、それから本郷コミュニティセンターとかで実施するようになったんですけれども、まだまだ参加したいとおっしゃる方が多くて、今ちょっと対応に困っているところが実情であります。本来であれば、もっと継続的に場所の確保できて、それからちょっとお世話をしてくださるボランティアの方とかがいれば、すごく高齢者にとっていい話し場になると思っております。ただ、今の現状で、今のスタッフの中からでは、この今やっているところがちょっと限界かなというのも事実でありますので、第6期計画の中でもっと地域に広げてというところがありますので、地域の区長さんとか、行政委員さんとか、その辺ともう少しコミュニケーションをとっていただければなということで、今健康長寿課高齢者支援班のほうで話しているところです。

高齢者の方、どんどん外に出ていきたいという、元気塾に通いたいとおっしゃっていることは承知しております。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 今の答弁お伺いしてしまして、せっかく町民の皆さん、声高らかにと言ってはあれですけれども、多い要望に対して、現体制の中ではなかなか負えないというふうな答弁内容かと思います。そこで、あえて基金活用して、そういったところに手厚い、施設の誘導でありましたり、あるいはそう緩くはないんでしょうけれども、介護サービス事業者さん、あるいはボランティアさんを広く呼びかけて対応いただく、そういったところを第6期計画に盛り込みながら展開していくというふうなところを、いずれ、いつでしたか、今回の報告では6月6日でしたか、第1回の既に介護保険運営協議会を開いておられますよね。この中身はちょっと私は承知していないので何とも言えませんが、いずれ第6期の計画まとまるまでには、3ないし4回、この後開かれるんだろうと思います。その実態把握とともに、5期のいわゆる24年から26年度末までの第5期計画の総括をしつつ、なおかつ効果ある事業の展開とさらなる効果を目指した展開、いわゆる元気塾とかそういったものを展開されるということになっていくのではないかなと思うんですが、その辺の考え方についてはどうでしょうか。もう一度、ご答弁いただけますかね。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） おっしゃるように、いろいろな方法でもっともっと高齢者福祉に

対応できる部分があるのではないかなと、その可能性については考えているところであります。次の第6期の中で、人・金・ものというふうな話がありますけれども、今の役場の行政の中で、バランスよくといいますか、できる限りのことはやっぱり考えるべきなんだろうなというふうに思っております。特に、先ほど担当も申しましたけれども、どうしても地域やそれから各種団体のご協力を得ながらということでないといけない部分もありますので、その辺の調整も含めて第6期の中では考えていければいいなというふうには思っております。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 今年末までには計画の成果としてまとめつつ、町民の皆さんに機会を捉えて情報提供されていくんでしょうし、場面によっては意見、アンケート等を通じた意見なんかも求められるかもしれませんけれども。単に保険料の値上げの部分だけがクローズアップされることなく、そういった事業展開の部分をよろしく願いしていきたいなと、こう見ておりますので、よろしくお願いします。

では、もうちょっと、次の質問でございますが、虚弱高齢者と言われる方々とか、あるいは先ほど来出されていただきました元気高齢者向けの各事業の取り組みから、健康維持の取り組みである地域支援事業として、まずお尋ねしたいんですが、たしか22年、23年、24年と一次予防、二次予防対象者の把握事業を行いつつ、そういった方々に対する事業、施策展開を松島町も実施してきておると思うんですが、その辺についての実施状況と参加状況、それから参加でき得ない方々の実態をどう捉えて、どう追跡把握し、継続するように求めているのかという部分をちょっとお伺いしておきたいのですが、よろしいですか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 前もっていただいた中に、一次予防、二次予防という話が出ました。一次予防というのは、高齢者が要介護状態になることを予防する事業で、二次予防というのは基本的にチェックリストで要支援等になる可能性の高い方、そういった方々への予防事業ということでございますね。こちらについて、担当のほうから説明させていただきます。

○議長（櫻井公一君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） 地域支援事業の取り組みにつきましては、健康長寿課は、保健の分野も、高齢福祉の部分も、介護の情報もありますので、一元化されているのかなと思っております。一次予防は、他市町村よりも充実しているのかなと思っております。先ほどお話ししましたシルバー昼食会や元気塾に90歳を超えた方も通われておりまして、元気な方を長く元気なままでということで健康寿命の延伸を図っております。二次予

防につきましては、運動器の機能向上、それから口腔機能向上、栄養改善、それから認知症予防を実施しております。対象者の状況に合わせて、知識の普及と生活改善を提案して実施しております。

一次予防のほうは結構参加されている方が多いんですけれども、二次予防のほうはまだ参加する方が少ないといえますか、ただ、運動器の機能向上でやったほうがいいと思われても、お医者さんのほうからちょっと「運動はだめですよ」と制限をかけられている方もいらっしゃるし、「参加してみると楽しい」とおっしゃるんですけれども、なかなかそこまで、二次予防のほうは送迎も行っているんで、うちからビューなり、それから保健福祉センターのほうにいらっしゃるんですけれども、なかなかうちから出るのがおっくうだということで参加なさらない方もいらっしゃいます。ただ、一次予防のほうは、参加者からは「体の調子が悪くなった」とか、それから「出かける楽しみがふえた」、それから「新たにお友だちができた」とか、「若返ったような気がする」などと好評はいただいているのは事実です。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 今、お話出していた二次予防対象者のほうですね、とりわけ参加状況が少ないと。お医者さんとの兼ね合いがある部分は除きまして、こういった事業効果についてですけれども、やはり認知症予防も兼ねて、その事業の効果、目指すところ、そういったところを細かく対象者の皆様にご説明、大変でしょうけれども、何度となく足を運んだりして掘り起こし作業も含めて展開していかれてはというふうに思うわけでございます。

次に移ってまいりますけれども、次ですけれども、いわゆるますますふえてくる包括支援事業の必要性ということで、その実施状況の中から、特に権利擁護に係る相談の実態と支援事業の活用の部分で、町民への周知状況についてお尋ねしてまいりたいと思います。

成年後見人制度、いわゆる身寄りのない方とか、あるいは親戚あるいは子供さんたちが遠方におられて、財産等を含めた関係の後見人制度というふうな部分だというふうな認識ですが、そういった部分の制度活用あるいは相談の事例等をもって町民の皆さんにどう周知を図っておられるのかというところ。それから、虐待相談とか、最近、とりわけ消費者相談ということで悪質業者、訪問販売やら電話勧誘での販売促進されているような状況や、あるいはだまし商法、要するに催眠商法、そういったものが横行しているという状況、そういったものについて、町として行政機関からの町民の皆さんに対する注意喚起、啓発も含めて注意喚起の促し等、実態をちょっとお知らせいただきましょうか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 特に権利擁護関係で、高齢者虐待等、これも例がだんだんと出てきておりまして、適切な対応をしなければいけないというふうに思っております。それも含めて、広報のありよう等について、担当から説明させます。

○議長（櫻井公一君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） 権利擁護に係る相談の実態についてですが、成年後見制度、それから財産に関する相談、それからやむを得ない事由による措置決定、それから高齢者虐待相談など、毎年だんだんふえてきております。実際に町長申し立てで後見人をつけるという作業も行っております。それから、職員だけではなかなか難しい案件も出てきておりまして、仙台弁護士会、それから宮城県の社会福祉士会で設置しております宮城県高齢者虐待対応専門職チームがあるんですけれども、そのチームに相談しながら対応しているケースとかも出てきております。

町民への周知ですが、出前健康講座とか、シルバー昼食サービスとか、それから元気塾での講話、それから地域包括支援センターで発行しております「スマイル」とかの掲載でも行っております。今後もさまざまな機会を捉えて周知に努めたいとは思っております。

催眠商法とか、そういったあたりも消費生活相談センターのほうで、健康講話ということで来て高齢者に説明をしてくれる機会がありますので、それを活用しながら高齢者の方に啓蒙普及、そちらのほうを行っております。

それから、虐待とかの案件につきましては、介護サービスを利用している方であれば、ケアマネジャーとか、それからサービス事業者のほうから一報が入りますので、それに対応しているところであります。これからもこういった事業者と連携をとりながら努めてまいりたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 手元にあった「松島町」という、これは古いのかな、私さっと見させてもらったんですけれども、ある出版社に松島町というふうに触れ込んだだけでありますけれども、こういったものでも、身近にひとり暮らしの高齢者の方が特に、置かれていて目を通すようなことがあれば若干の注意喚起になるし、当然、待てよと、即座に行動に移さなくてということが出てくれば、それでも効果が大だということになるわけですから、そういったところの普及啓発もお願いしておきたいなというふうに思います。

では、次に入ってまいりますが、今度は、最初に出されてしまっていますから、高齢者福祉事業の状況についてお尋ねということで、ひとり暮らし老人緊急通報システム、生きがい活

動支援通所、老人クラブ育成、お晩ディッシュ、配食サービスなんていう部分ですけども、特に今ここで私が町当局にお願いしたいのは、ひとり暮らし老人緊急通報システムの普及ですね。まだまだ普及している実態が少ないのではないかなというふうに思われるんですが、その辺の実態と手続について、町の広報等を通じて積極的に呼びかけをするなりの方策、それから緊急通報システム関係、町当局だけではなくて、消防機関あるいは警察関係そういったものとの連携についての部分はどうなっているのかというところもちょっとお伺いしておきたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） 緊急通報システムにつきましては、平成25年度で25件の設置となっております。一応、警備会社のほうと委託しておりまして、通報が入りましたら、警備会社のほうに一度応答が行くようになっております。警備会社のほうから、「どうしました」ということで、電話を通じて押した方に行くんですけども、それで応答がなければ、まず協力員の方に連絡が行き、協力員の方も連絡がつかなければ警備会社がそのまま警備員を派遣するというようなシステムになっております。まだ、警察とか、消防とかまでの連携には至っておりません。ただ、そこで押して、応答して、救急車を呼んでくれというふうになれば、警備会社のほうで救急車のほうに電話をして救急要請ができるんですけども、まだ、そういうボタンを押したから消防に行くとか、警察に行くとかというところまでの連携は図ってはおりません。

周知につきましても、民生委員さんの会議のときとかお願いをしたりとか、それから広報で一度、昨年、載せたんですけども、結構、そこでつけたいとおっしゃる方とかが多くなってきてはおります。まだ余裕がちょっとありますので、その辺で必要な方には設置していきたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 緊急通報システム、警備会社に委託しておられるということで、緊通、家におられる高齢者の方が何らかの形で自分が緊急な状態に陥っているということでボタンを押す。そうすると、警備会社に連絡が行きつつ、さらに警備会社から行政機関である町当局にも一報は入るんですよ。同時進行くらいでね。それによつては、中に入れる状態というのは、警備会社が同時に鍵等も所持しているんですかね。うちの施錠関係の部分なんかはどうなっているんですかね。そういった場合に、それも、踏み入っていいという同意も既に取りつけてあるんですかね。それで、私ちょっと警察当局にもお話されたんですけども。

○議長（櫻井公一君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） 二通りありまして、最初から警備会社に鍵をお願いする方と、あとは近所の方に協力員としてお願いするという方の二通りがありますので、あらかじめ警備会社のほうで鍵を預かっている人についてはその鍵であけるようにはなっております。それから、預けていない方については、協力員も持っていないので、ちょっとそのところはあけることはできないですね。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 安否確認がちょっとできかねるようになってしまうんじゃないかな。ちょっと聞きたいのは、要はそういった緊通の登録者が、いわゆる登録者自身だけでなくて、どちらかでも構いません、近隣の方々とか、あるいは近親者、いわゆる血縁者の方々を通じて同時に連絡体制で臨めるような形にはなっていますかね。そういった体制にはありますか。再度聞きますが。

○議長（櫻井公一君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） その点は、きちっと台帳整備されてはおりますので、なっております。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） そうすると、踏み入れないということではなくて、あらかじめ、そういったものを同意条件につけてということですよ。

では、この部分に係っての第1問の最後になります。

介護保険運営協議会、6月6日に開催されておるような状況であり、今後、第6期の介護保険事業計画の策定を進めていこうというふうなことではありましようから、その策定体制と今後のスケジュールあるいは成果の取りまとめとしての町民合意のための周知方法、そういったところをちょっと、何度か、これまで第5期、第6期ですから、やってきておられましようから、そういったところの流れを一通りちょっとお話しいただけましようか。

○議長（櫻井公一君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） 第6期計画の策定体制としましては、6月6日に町内のお医者さん、それから歯科医師、介護保険サービス事業者、それから被保険者の代表の10名からなる介護保険運営協議会を委嘱して開催しております。

第6期計画につきましては、介護保険運営協議会に諮りながら健康長寿課のほうで作成してまいります。スケジュールにつきましては、現在、アンケート調査の回収を行っております。

て、これから集計作業に入ります。今後、アンケート結果につきましては広報によりお知らせする予定です。計画案ができましたところでパブリックコメントを行い、広く町民の皆様にお知らせしながらご意見をいただきたいと思いますと考えております。完成は、一応年度末の完成予定となっております。

第6期計画の周知につきましては、できましたら、ガイドブックを作成して全戸配布する予定であります。

以上です。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 今、ちょっとスケジュール的に見たときに、年度末にということですが、まずもって成果取りまとめ、あるいはアンケートの実施から始まる事業展開に当たっては、委託業者さん絡めておられるんですか。その辺ちょっと。

○議長（櫻井公一君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） 計画策定業務については業者委託になっております。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） であるならばのことですが、なおのこと、プロの方々に計画策定の業務を委託しているということならば、せめて1月末くらいまでに完成をし、そして町民の皆さんにいわゆるパブリックコメントというふうな形での意見も参入するような展開の場を提供すべきではないかなというふうに思われます。ましてや、先ほどちょっと触れましたけれども、どうしても介護保険料に目が行きがちですが、そういった点も踏まえて見た場合に、もっともっと、どしどし、介護保険制度の理解のためにもそういった展開が望まれるわけですから、そういったところの運びについて、もう一度だけ確認でお答えいただきたいんですが。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） お話のように、適切な時期にある程度の取りまとめをしないと年度をまたがってずるずるというふうなことになると思いますから、そのところについては、パブリックコメントの時期などについても年を越したらちょっとそういう話になってきますので、その辺はそうならないようにしていきたい。また、議会に対する説明等についても、「決まったから。これだからね」ということではなくて、説明をして皆様方のご意見を聞くということが必要かなというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） わかりました。

以上で、高齢社会対策についてという部分については終わりました、2つ目。次に、質問事項の2つ目といたしましてということで、開発事業に係る水害対策への取り組みについてであります。

現在、町内各所において土取りと称する開発事業が進められているわけですが、ちょっと私の認識が違っていただけですけれども、私は林地開発事であろうが、一般の市街化区域内での開発行為であろうが、著しく町当局がかかわりを持って事業終息、いわゆる終わりまで同時進行で管理体制あるいは指導体制、そういったものを構築しながら進めていかれるんだろうなと思っておりましたけれども、その部分について、先ほど午前の部での今野議員さんに対する答弁とかをお伺いしますと、どうも町側のそういった体制に弱さが見てとれるわけですが、そういう点で、もうちょっと踏み入った行政指導機関である立場としての町、行政指導するからには後ろ楯となる町の開発指導要綱、要綱行政は展開しておらないんでしょうけれども、県の開発指導便覧等に基づいた町のスタンスというのですか、おのずと求められると思うんですが、そういった点についての考え方についてちょっと伺っておきたいと思いますが、要は、役場としての担当者窓口と指導監視体制についてでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 林地開発、それから都市開発についても、大きな法律、ルールのかんじろみというものがあまして、その中で各担当部分といいますか、例えば指導監督するのであれば、県の事業であれば県、町の事業であれば町というふうな役割分担というか、あるわけですね。先ほどの話でちょっと出て、町の関与が弱いのではないかというふうなご指摘なわけですが、やはり許認可権者が基本的にはやるべきところがある。または道路であれば県道、町道ありますので、県道のほうは県、町道の部分は町ということがあると。基本的にはそこ、そういうかんじろみだろうなと私は思っています。ただ、町民の生活に深くかかわっている部分でございますから、ルールの中で最低限のことしかしないよということを言っているわけではなくて、例えば県の事業であれば、町民生活に支障が出ている部分については、支障が出ているよ、または支障が出そうですよということであれば、そのところはきちりやってねというふうに言いますし、そのときに、県も県内全体でやっていますから、どうしても人とか目とか行き届かない部分があるのかなというふうに思いますので、それについては町の権限外の部分があっても、それは町として住民生活のためにフォローする部分が

ある場合は、これはやらなければいけないというふうに思っております。

先ほどの答弁の中で、林地開発で開発のエリアの中の現地だけの話ではないよと。確かに、そのとおりだというふうに思いますし、また搬入搬出の部分の交通の問題とか、それから交差点の問題とか、道路が傷む問題とか、そういったことは町の行政に深くかかわるところでございますから、町として最大限のことはやるし、また県・国なりに対して申し入れする部分については、ちゃんと申し入れをして、町民生活に支障がゼロはなかなか難しいので、今災害対策なんかでも、どうしても工事はやらなければならない、交通量は発生するところではありますから、そのところはしょうがないにしても、被害といいますか、住民の日常生活に対する不利益が最小になるように頑張る務めは町としてはあるというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 今町長からの答弁で、大よそは、少しは進展したかなというふうな捉え方に立っていますが、いずれ町民の側で開発地の隣接に住居を構えている方々、あるいは開発地の隣接地に田畑を含めた財産を所有している方々が、開発地からの現状が変わったことによって発生するだろう土砂流出とか、そういった対策によって苦慮されるわけですから、そういったところを町側の担当窓口で相談する。担当窓口は当然県の機関なり許可権者のほうに申し入れをしつつ、事業者とともに現場をまずは見て歩くというくらいのスタンスはとり得るべきだろうというふうに捉えるわけですが、開発者が事業者でありますから、事業者はその責を負わせつつ、なかなか町民側の答えというか、相談事には踏み入れないんだよというふうなスタンスはないだろうと。これは当然のことだと思いますけれども。そういったところをあえて町のこういった開発事業者、結構、先ほども聞いてきましたら5ないし6カ所既に町内では発生しているわけですから、それらに対して、開発許可権者である宮城県に対して、林地開発の場合には森林保全課とかに開発申請がされれば当然地元の町としての意見具申をあわせて提出しておられるだろうと思いますので、そういった点も踏まえてみれば、当然、町の責務というものは道義的責任も含めて負うのではないかというふうに見ます。今、町長からの答弁をお伺いして、おおよそ町にかかわりのある部分ということで、当然町民の皆さんも含めてというふうに理解しているわけですが、それでよろしいんですよね。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 原則よろしいと思います。ケース・バイ・ケースはあるので、全てにお

いてというのはなかなか言いづらいところもありますが、町民の生活がかかっている部分については町が努力するのは当然だというふうに思っております。

ちなみに、震災の復旧・復興の点で、廃棄物処理関係でやっぱり同じような話がありまして、周辺の住民の方々から、道路の安全性とか、それから道路の破損とかについてお話もらいまして、それについても業者の指導とか、こちらでの独自の対応とかした経過もありますので、その点については努力するという事で間違いございませんので、ご信頼いただければというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） そこで、実は開発事業地、全部私歩いてはおりませんけれども、要所、要所、何点か見させてもらいますと、本来、林地開発の許可の最大の条件は、防災工事を進めておきながら森林を伐採したり、あるいは土取りをしたり、あるいは土取り場から公道へのアクセス部分については土砂抜きをなさいますとか、いろいろな条件がつくはずなんですけれども、そういった部分がどうも……。ここでは防災工事としての水害予防のための処理、水処理、そういった関係がおろそかにされておるような状況があつて、ちょっと強い雨が降ると土のう積みした程度ではおさまり切らないわけですね。水だけ流して、それでいいかというわけじゃなくて、水の量も半端じゃないわけですよ、出ている状況を見ますと。当然、それが流末水路を脅かして、場合によっては住宅地まで及ぶというふうなケースがあるわけですから、常に日ごろのパトロールが重視されるのでないかなと思うんですけれども、そのパトロール体制についても、これは町独自に常日ごろから見て回るべきじゃないかなと思いますが、そういった体制についてはどのように判断しておられますか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） これについても、議員ちょっと身の回りのこと、自分の経験ないし知見からおっしゃられていることであろうというふうに思っております。パトロールもある程度人員が充足する中で全部できればいいんですが、必ずしもそうもいかない部分がやはり現実としてはありますので、町民からの情報とかそういったものを得て、それをきっちり見について手当てをするということは最低限必要なのかなというふうに思っております。情報についても、直接パトロールしないまでも、そこに行けなくても情報で入ることがありますので、できるだけ多くのところを見るけれども、見られないところについては地区からの情報とか何かを得まして、その状態で緊急な必要がある場合には、例えば県の管轄であっても、うちのほうで何か応急的な措置をするとか、そういうことは必要なのかなというふうに

思っております。これまで、そういったことでなされなかった部分があるとしたら、これはちょっと不十分だったなというふうに思いますので、これから、今出て不十分なところも含めてですけれども、これからの部分については極力適切な対応、適切に近い対応をしていきたいなというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） よろしく願いしておきたいと思います。

実は昨日、議案の61号、62号、いわゆる石田沢、三十刈、そういった避難所の造成に絡んで、建設課さんの答弁の内容なんかをお伺いしますと、10センチ四方のオリフィスだったり、7センチ四方のオリフィス、いわゆる防災調整池というふうな設置をし、日ごろは晴天のときは空っぽな状態にしておきますが、一時、強い雨が降ったときに下流域の水害予防のために防災調整池を設置し、水を絞って、いわゆる流速、流量を制限して開発以前の山と、林地の状態と遜色ない形での流量を下流域に流すというオリフィスシステムを見たときに、木の葉一枚でアウトになるわけですよ。そのために土砂吐き、用水吐きというふうな形で設置されるわけですが、それらも開発当初、造成をして、土取りを始めて1年もたたないうちにまずアウトになるわけです、1回目。3年くらいかかってようやく自然の流れの形になるし、そのオリフィス周辺にごみとか詰まったりしないように防塵装置を組んだとしても、10センチ、7センチの穴なんていうのはすぐなんですね、ふたされてしまうのは。初期降雨、雨降り始めというのは、当然、土壌表面の木の葉とかを含めて押し流すわけですからね。それらがすぐにふさがってしまう。よっぽど構造あるいは常日ごろの維持管理が求められるわけですから、そういったところも開発地のほうにも同様に求めていかなければいけないという点で、維持管理の面を再度確認しておきたいんですが、その辺はどう捉えていますか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） オリフィスも小さいですので、枠をきちっとグレーチングみたいな形での囲い方をしないと、大きく囲って、今、オリフィス自体が詰まらないようにといった部分と、それから常日ごろのメンテナンスといった部分も大切ですので、そういった部分では、三十刈、石田沢については町の施設ですので、町が責任を持って管理しなければならないというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） これで大体最後になっていくわけなんですけれども、まずもう一度繰り返しますが、市街化区域で行われる開発行為、都市計画法上の29条に基づく開発行為ですか

ら、当然この場合は宮城県建築企画課が許可権者になって一定程度の審査をし、条件も付し、あるいは地元自治体から開発許可申請、当然、開発許可申請されたときには主たる目的、建築物あるいは特定大規模工作物、そういったものが設置されるという最終目的を持ったものが開発行為という形で許可されるんでしょうけれども、先ほど林地開発という形で土取りを中心とした、あるいは土砂採取法に基づいた土取り、そういったことを中心にした部分についてはなかなか、主たる目的があくまで土取り、この場合は震災復興地への土砂搬入供出なので、余り深く厳しく審査関係は見られない。むしろ地元自治体の意見、意思が重要性を増すというふうな理解で私は経験則を持っているわけなんですけれども、そういったところの部分から言えば、私は開発許可権者から見た開発行為の許可をしようとする団体、これは一般の民間企業を中心にしてですけれども、その部分、あるいは開発許可を必要としない公的機関、許可権者相当、許可権者と同列に並べる県・国の機関、そういったものについては許可は必要とされないケースがありますけれども、往々にして、見ていますと、防災工事の進め方、受注した業者さんにもよりますが、そういった部分がなかなかうまく進んでいないというケースがありますから、そういったところを町の担当者は積極的に捉えてアプローチすべきだろうというふうに見ています。

あえて今回私書かせていただいています、宮城県の道路公社さんが松島の行政区において、三陸自動車道の四車線化工事を進めてまいりました。着手してから5年以上たっていますね。その間、とりわけ、位置的には西のほうからというふうになるんですか、桜渡戸地区、初原、根廻地区というふうに、今現在、根廻地区を中心に事業展開しているわけですが、その山合いの沢、沢地帯に行って見てほしいなと、町当局、町長初め見てもらいたいなと思っています。それはどういったことかという、晴天時でも見てわかるような状態に山肌が削れるくらいの勢いで、水が鉄砲水の状態で流れ落ちている関係で、水の流れ、流路が洗掘されています。1メートル以上掘り下がっている部分もあります。そこに地域の皆さんでは、人によってはワサビ畑をつくっていたり、あるいはシイタケのほだ木を並べたりしてずっときていたんですが、全然、現状が大きく変わっている。そういったところを何年となく、直接、町民から開発事業者である道路公社に申し入れしたとしても、開発公社さん側から言えば、「町を通じてください」。町は「行政区を通じてください」というふうな、いわゆる相談業務の流れになっておってなかなかまとまりがつかない、声が通って行きづらいというふうな状況があったりして、ようよう、それに目をたけた部分でいえば、みずから泣き泣き復旧工事をみずからの資金で手当をするけれども、一回は済みますけれども、これ以上はやっぱ

り町も責任を持つ目で見たい。当然、町側も事業者である道路公社のほうにもそういった申し入れ、対応措置を、この事業、三陸自動車道の完成までは、ぜひとも流末水路の排水路の整備等についてご要望申し上げてほしいなと思うのでございます。そういったところを、ちょっと何か意見お持ちでしたら、再度聞きたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） そのお話というのは、これまで余り聞いたことがなかったんです、実は。この前、桜渡戸地区でしたか、あそこでもまたそういったお話聞きまして、「あ、そんなことがあったのか」という、正直言ってそういう認識なもので、とにかく現場を確認した上で地元の方にもお話を聞いて、その辺で原因者がはっきりしているわけですから、そののとろと話していきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 町長のその答弁をいただいて、私特に思い出すに、平成15年9月ごろ、利府町に葉山という団地が進出してきて、当時、事業者であった方が、防災調整池、中途半端な工事で進めておった関係で、一遍に、洪水調節をでき得ないままに田中川支流のほうに鉄砲水のごとくなった。それが記憶にある中では、県道、いわゆる仙台松島線、利府街道と、田んぼと道路と、そういったものが見境つかない状態での土石流が流れていたという最初のスタートですね。それから、それ以降平成20年代に入って、たびたびゲリラ豪雨と称する部分でそういった水害が起きている。

そういった状況を見たときに、町のそれぞれの道路管理者側の立場で見るべきところ、そういったところは常にパトロールしたりして見ておられるんだろうなと思っていたんですね。そうしたら、民地であり、あるいは青線、赤線、そういったところの被害実態については、なかなか声として通っていないというよりも、見ておられるかどうかそのものが疑わしいなというふうに見てとれるときがあるんですね。地域の住民が申し出をしないと見てくれないのか。あるいは町は積極的にそういったところにかかわりを持とうしているのか。その辺のところはちょっと見えないときがあります、正直申し上げて。そういったところがやはり私は今後、いわゆる町としての親切行政を求める場合には、その辺の踏み入った、余計なことかもしれないけれども、「どうなの」と声がけするぐらいのスタンスが欲しいなと思っておりますので、その辺を要望しておきたいと思っておりますが、何かこれに意見ありましたら、お伺いしたい。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 先ほどこちと桜渡戸での懇談会の話しましたが、ここ何年か、桜渡戸地区、初原地区もそうですけれども、浸水事故といいますか、雨のときに起こるようになりまして、温暖化の影響かどうか、わかりませんけれども。そういった問題というのが、これまでもあったのかもしれないんですが、どうも表面に大きく出るようになってきていると。特に桜渡戸地区については、水の問題というか、これまで水というと高城が低いとかということばかりだったわけですが、どうも桜渡戸もありそうだとすることで認識を新たにしているところがありまして、桜渡戸の水対策については系統立てて取り組んでいかなければいかんというふうな話を内部的にはしたところです。

それだけでなく、例えば明神からずっとあちらのほうも近水害が多いわけですね、本郷地区ですけれども。そういったところが雨の影響が大きくなっているということからしても、松島町における新たな水対策の必要性というものが出てきているようにも思うので、ちょっと全体的な話で申しわけないですが、そういったものもしっかりとやっていきたいなというふうに思っています。

議員のお話のところに戻るわけですが、町として、人員がなかなかいない部分があって、完璧にパトロールは、正直申し上げて、できないので、なるべく努めますけれども、あとは地域の方の声が上がったときにそれを見逃してしまわないように、これはしっかりとやっていかなければいかんというふうに思っているんですね。地域の方の声をしっかり頭の中に入れて、自分でできることはやるよ、そして県の役人をお願いするようなことについてはしていくよと、そういった気持ちでこれから取り組んでいきたいというふうに思っています。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） ありがとうございます。

思いのたけを質問に託してぶつけさせていただきましても、ぜひとも、今町長が答弁いただいたところを町当局の皆さんが一体になって、関係所管課一本になって対応を望みます。どうかひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（櫻井公一君） 2番赤間幸夫議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとりたいと思います。再開は2時25分といたします。

午後2時12分 休 憩

午後2時25分 再 開

○議長（櫻井公一君） 一般質問を再開いたします。

それでは、11番菅野良雄議員、登壇の上質問願います。

〔11番 菅野良雄君 登壇〕

○11番（菅野良雄君） 11番菅野良雄です。

どう生かすか、子ども・子育て支援新制度ということで質問いたします。

一般質問通告して、今定例会初日に議会に入ったら、子育て支援のガイドブックが配付されておりまして、これを見たらわかるんじゃないかというような意味だったのかなというふうにも思いますけれども、私なりに新制度について気にかかる部分について質問いたします。

子ども・子育て関連3法は自公民3党合意を踏まえ、平成24年8月に成立し、27年4月スタートの予定であります。消費税の引き上げにより確保する7,000億円程度を含め、追加の恒久財源を確保し、全ての子ども・子育て家庭を対象に幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援の質・量を図ること。そのために市町村が地方版子ども・子育て会議を設立し、その意見を聞きながら子ども・子育て支援事業計画を策定し実施することとなっております。

取り組みといたしましては、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供するため、幼稚園と保育所のよさをあわせ持つ認定こども園の普及、子育ての相談や一時預かり場所をふやし地域の子育てを一層充実させること。また、子どもが減少傾向にある地域においては、地域子育て支援拠点の整備や学童保育の延長など多様な保育ニーズに対応するとされておりまして、新制度で抱える範囲は相当広いものと思いますけれども、私が気になる点について質問するところであります。

計画中であった児童館の建設がスタートします。利用方法の詳細についてはまだわかっておりませんが、子育て家庭において要望の多い学童保育について伺うところであります。

本町は、留守家庭児童学級という名称で、1年生から3年生まで、特別支援学級在籍児童は6年生までを対象に町内3カ所において行っております。前期の議会厚生第二委員会においても調査活動したものでありますが、4年生から6年生までの高学年児童でも、アフタースクールとか放課後子ども教室の名称で学童保育活動をしているところもありました。また、ほかの自治体でも、児童館において、小学生、中学生、高校生まで参加した学童保育を行っているところもあったように記憶しております。

児童館を運営するに当たって、町はどのような学童保育を行っていくのか。この新制度を活用することで6年生まで延長することはできないものか、伺うところであります。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） なるべく、松島町として子育て支援をしていきたいという気持ちはあるわけでございますけれども、なかなか人員的なところとか施設的なところ、それからコスト的なところということがありますので、原則的には、今のところ、ちょっと拡大するのは難しいなというところでございますが。

なお、詳細は担当からお答えいたします。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） それでは、今現在、学童保育につきましては教育委員会で運営をしておりますので、今現在の状況と考え方につきまして、まず教育委員会のほうから話をさせていただきたいと思います。

学童保育の時間の延長ということなんですけれども、他の市町村につきますと大体夕方6時までというところがほとんどでございます。本町では、保育所と同様の時間延長ということで実施をしてほしいという、特に保育所出身のお子さんを持つ保護者の皆さんからの声を受けまして、平成22年度より夕方7時まで実施しております。対象の児童につきましては、今菅野議員さんがお話あったように、小学3年生までということで、そのほかに個人的にどうしても支援が必要な子というのはいらっしゃいますので、そういった方については6年生まで見るということで実施しております。

ご質問の4年生、5年生、6年生ということで、どうなんですかということなんですけれども、教育委員会としましては、やはり子供の自立というものをどの段階で促すべきなんだろうかということを常々考えております。今の学童保育を見ていると、4年生とかの子は行きたがらない。なぜかという、自分は1年生、2年生とは違うという自覚に芽生えてきているというのがほとんどでございます。ですから、4年生をお持ちの保護者の皆さんから、直接、学童保育の場、それから教育委員会に関しまして、見てほしいという意見を直接いただいたことはこれまでございません。だからといって、じゃあ、意見がないからそうなのかということもございますけれども、やはり教育委員会としては、中学校の就学に向けての自立を促すということが大変必要ではないんじゃないだろうかということで考えておりますので、これからもこういった学童保育の中では、保護者の皆さんとも話し合いはしておりますけれども、もし保護者の皆さんと、さらに上の年齢という話がもしあれば、今の教育委員会の考え方を話ししながら保護者の皆さんとじっくり腹を割って話し合いをしながら今後の方向を見定めていきたいというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 町長はなかなか難しいということですがけれども、その難しい理由を今課長がおっしゃったんだと思いますけれども。自立をしないということでの理由が大きかったんだろうと思いますけれども、他の市町村でやっているというところは、やっているところの子供たちというのは自立しないんですか。お答えください。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 松島におきましては、やはりスポーツ少年団やら、それから塾に行っている子も多くいらっしゃいます。そういった関係の地理的な条件もあるのかと思いますけれども、4年生以上の保護者の皆さんからはそういった声が今のところないということで、その地域、地域の立地条件にもよるんだろうとは思いますが、うちのほうとしては町としてそういう考え方を再度継続していきたいという考え方ではいます。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） スポーツクラブとか、そういうところに行っている人には必要ないんですよ。どこにも行き場のない人、特別の場合はやっていると言っていましたけれども、特別児童以外に特別の理由というのはどんなものがありますか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 特別の事由以外という……。ちょっともう1回、もう一度、済みません。

○議長（櫻井公一君） 特別の理由とは何ですか。菅野議員。

○11番（菅野良雄君） さっき、課長が特別の児童は預かっていますということをおっしゃいましたよね。障害を持った子供とか、特別の子供たちは預かっているわけでしょう。普通の健常な子供たちは預かっていないわけでしょう。そこのところをちょっと。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 個人的に特別な事情を有する子供ということで、どうしてもなかなか一人にしておけない多動症の子供とかそういったお子さんについて、一人で家にいるということは大変危険な状態ですので、そういった子供につきましては一応学童保育のほうで就労が終わるまで、お迎えが来るまで見させていただきますということで保護者の皆さん方にはお話ししています。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） ですから、さっき最初に言ったように、そういう子供たちは6年生までやっているよということは理解しています。ですけれども、ご父兄の声がないということで

すけれども、やっていないということですから、諦めて声を出さないんです。実際は、本当はお願いしたいご父兄、家庭もいっぱいあると思うんですよ。ですから、今度の支援制度でそういう財源を求めてやることはできないんですかという質問でしたけれども、町長はその財源問題も何も言わないで今のところは難しいという答えでしたので、本当にそういう難しいことですか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 財源の話は当然あるので、お金の面でというふうな話もちよつとしたつもりなんですけれども。ほかの条件がぜひとも必要という中であれば、お金の条件というのはそんなにハードルが高いとは思わないんですけれども、内部で話したときには、今みたいに、今教育課長が申したような理由ですね。やはり教育のことでございますので、教育サイドの考え方とかそういったものも大事なのかなと。ほかの町でやっているから、うちの町でやらないのかというだけの話じゃないと思うので、うちの町の子供をどういうふうにしていくのかということもあると思うので、その辺については教育サイドの意見というのが大きいのかなというふうに私は思って先ほどのようにお答えしました。

○議長（櫻井公一君） 小池教育長。

○教育長（小池 満君） 教育の立場から申し上げたいというように考えますが、先ほど課長が言いましたように、4年生、5年生、6年生の年代というのは、ギャングエイジなんていうふうに呼ばれる年代でありまして、非常に空間的に広い場所においていろいろな体験をしていくことが人生の上で基礎づくりとして非常に大事だと。また、学童保育の制度で進んでいるところの子供たちは確かにおりますけれども、共通して言えることは、限られた空間でいろいろな体験を積んでいるという成長の仕方をしているんだろうと思いますが、本町においては、松島というところは非常に自然の面でも大変豊富な教育資源を持っている。言い換えれば、子供たちにとっていろいろなスケールの大きい体験ができる、そういう環境のもとで成長しているわけです。私どもとしては、確かに限られた財源でありますとかそういった条件がありますが、我々の願いとしては、この松島の風土、大地、自然、そういったものの中で、4年生、5年生、6年生のこの時期をいろいろ体験してほしい。そのためには我々もこれからのサポートの仕方を考えなければいけないのかもしれないかもしれません。そういった方向で新制度とどうフィットして持っていくかということは考えたいと思いますが、本町の学童保育の、先ほどのお尋ねの延長という件については係る考えに基づいて持っていきたいというように考えています。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 私も昔のような、子供が地域にいっぱいいて上級生が下級生を見て外で遊んでいる、遊べるという時代であればそんなに心配することないと思うんですよ。ただ、今少子化が進んで地域に子供がいなくなっている。北部に行くと、4年生があそこに1人、あちらに6年生が1人というような状況の中で、何が、環境を生かした教育だと言われながらも、1人でどうしてその環境を生かした成長をすることができるのかなというふうに思います。ですから、いろいろな家庭の事情の中でやっぱり1人になってしまう子供というのは、やっぱり要望があればそれに応える時代だと私は思っているんです。ですから、都合のいいのは近隣市町と同様にと答えますけれども、都合の悪いのは松島独自というような答えでは、なかなか理解できにくいのではないかというふうに思います。施政方針の中に子育て支援をしっかりと、と言うのであれば、やっぱり要望があるときにはそれに応えるように努力していくということが大切だと思いますので、ぜひとも機会があれば検討していただきたいということを要望しておきたいと思います。

次に、一時預かりについてであります。

本町においては、高城保育所ですか、特別延長保育をやっております。1カ所だけということでもありますけれども、この新制度で、新制度を活用して全保育所で実施することは可能ですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 保育所については福祉担当から答えさせます。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 高城保育所の延長保育の部分になると思うんですが、高城保育所は現在午後7時まで延長保育というものを1カ所でやっております。あとほかの保育所につきましては6時までの保育というふうなことです。今度の新制度を受けて、子育ての支援のあり方ということの中で各保育所が全て7時までというのは、今の段階では考えていないんですが、ただ、今、子ども・子育て会議を私のほうで実施させていただいております。年代ごとの質と量を今分析しているところございまして、そういったところもちょっと加味しまして、それが高城保育所以外でもその特別延長保育が必要であれば、特別延長保育なんですね、それが必要であればその会議の中でもちょっと議論させていただきたいなというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 私聞いているのは、この新制度を活用してできないかということですから、この新制度の中にそういう特別延長のようなものは含まれていないのですかということを知っているわけであります。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 支援制度で、この特別延長というふうな具体的なものではないですが、一時預かりのほう、そこで保育所や幼稚園などを使って、また地域の子育てということで、地域での預かりというものまで国のほうではやっていきたいというふうな制度になります。意外と一時預かりのほうが重要視された形になります、今回は。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） だから、一時預かりの特別延長保育はできないんですかと俺は質問したつもりですけども。（「一時預かりの延長保育……」の声あり）

○議長（櫻井公一君） ちょっと待って。担当のほうで、延長保育と一時預かり保育とちゃんと分けて言ってくれますか。じゃないと聞いているほうが一つになっている。

阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 保育所で延長保育、そしてまた一時預かりのことになりますが、さっきの延長保育については高城保育所で7時まで、そして一時預かりについては磯崎保育所でこれは実施しております。一応、仕事の理由とか、介護、出産とか、リフレッシュとか、そういったもので預かりを今一応は磯崎保育所でやっております。（「じゃあ、わかりました」の声あり）

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 私の質問の仕方が悪かったんですよね。（「質問が悪い、聞いているほうが悪い」の声あり）はい。

高城保育所でやっている特別延長保育はできないんですかということなんだね。

○議長（櫻井公一君） 要するに、ほかの2つでもできないかということ。（「ほかでもやれないのかと」の声あり）

○11番（菅野良雄君） そう、高城保育所でやっている特別延長をほかの保育所でもやれませんか。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 今現在はそうにはなっておりません。そして、今後ですが、（「やる気あるのか、ないのかと聞いているんだから、そういうことだよ」の声あり）

○議長（櫻井公一君） 支援の今度の制度でそれをふやせませんかということ。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 支援制度の中ですか。そこはこれから議論になると思うんですが、今すぐここでやれますとか、そういったものは私の立場としては言えない状況であります。（「検討していないんだね」「新制度の中身、まだ把握していないということですか」の声あり）

○議長（櫻井公一君） ちょっと今答弁整理させますから、ちょっとお待ちください。

答弁、阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 支援制度の中で、具体的にその保育所でやれというふうな方向ではなくて、それは町の考えとして、一時預かり、延長保育、そして保育のニーズとかそういったものに、中で、こちらで検討させていただきながら、それはやるか、やらないかというふうなものはこれから決定するべきものだとは考えています。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） この支援制度は、そういう、さっきも当初にお話ししたように、幼児教育、保育、預かり保育、そういうものを充実しなさいという法律なんですけれども、そういうものは含まれていないのかなという気がしたので質問しているわけでありますけれども、町としてはする考えがないということですね。（「いや、そういうことではないんです」の声あり）やる気あるんですか。

○議長（櫻井公一君） ちょっとお待ちください。今、答弁整理させますので。

午後2時49分 休 憩

午後2時51分 再 開

○議長（櫻井公一君） それでは、再開いたします。

答弁、阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） この国の制度におきましては、4つほど取り組みを進めてくださいということになっております。まず、質の高い幼児期の学校教育・保育、総合的にやりなさいよと。それから、子育て相談や一時預かりの場をふやすなど、地域の子育てを一層充実させなさいよということですね。それから、待機児童の解消のために保育の受け入れ人数をふやしてくださいということ。それから、子供が減少傾向にあるので、地域の保育の支援をしてくださいというふうなテーマ的なものは預けられているんですが、先ほど私も、延長保育の件については、高城保育所では今やっています。今アンケート調査やそれをいたしま

して、そのニーズなどをこちらに今まとめておりまして、だから、先ほども申し上げました子ども・子育て会議、今設置してあります、そこで一応その議論をさせていただいて、延長が、保育が必要ならば、高城保育所以外の例えば磯崎保育所でも延長が必要だよというのであれば、そこで私どもではその設置をしていきたいというふうには考えたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） この部分は町長答弁に入ってくるのかなというふうに思いますので、私のほうからお答えいたします。

国のほうの子育て関連３法の中では、具体的に補助制度とかそういったものまで言っていないといえますか、私のほうでは言っているというふうには解釈していませんので、おおむねこういった方向でやりなさいよという全体方針がまず示されたのかなというふうに思っております。その中で、国のほうの趣旨に沿ってやるとすれば、菅野議員がお考えのように、制度の拡大といえますか、子供を面倒を見るような方向になろうかなというふうには思いますが、なお、財源等の関係もありますし、またニーズ等の関係もありますので、その辺は子ども・子育て会議、委員の先生方いらっしゃいますので、その中の意見を聞きつつ、方向としては幅広く取り組むような方向で模索していくということで考えております。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） この法律でも、きちっと地方版の子育て会議を設立してその意見を重んじてきちっとやってくださいという形になっておりますので、そのとおりでと思いますけれども、ぜひ子育て家庭の負担を軽くするような預かり制度、特別延長保育をやっていただきたいということを要望しておきます。

次に、教育課長が一生懸命やっています幼稚園での一時預かりについてであります。

幼稚園での一時預かりというものは、１時半ごろ帰るので、事情がある場合には４時半ごろまで預かっているところであります。しかし、幼稚園の教育制度を理解して入園させたものの、家庭の事情、家庭の環境の変化によって、幼稚園帰宅後１人になってしまう状況が生まれるというようなこともあります。また、このごろは人手不足ということで従業員の募集をやっているところがありまして、聞くところによりますと、私も働きたいんですが、幼稚園に入れてしまったのでというような声も聞きます。そういうことがありますので、幼稚園での一時預かり制度をさらに充実していただきたいなということを要望したいのですが、全国町村会で発行している「町村週報」を読んでおりましたら、奈良県東吉野村で子育て支援の

一環として幼稚園で朝7時半からの早朝預かり、そして平日は夕方6時半まで延長預かり保育を実施していることが紹介されておりました。本町においても、同様の時間帯で預けることができれば、いろいろな環境の変化、家庭の事情の変化によって、子どもの帰宅後の安全を図ることができればいいのではないかと思いますので、同じように、新制度において、幼稚園の一時預かりの延長ということは実施できないのかどうかということをお伺いするわけであります。

○議長（櫻井公一君） 答弁、櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） それでは、改めまして、幼稚園の一時預かりについてお答えさせていただきますと思います。

まず、今のうちの幼稚園の一時預かりに関しての実情、現状を、この辺をお話ししたいと思います。平成22年度から一時預かりを開始しまして、幼稚園の預かり保育実施要綱に基づきまして、一時的に養育に欠ける場合または園長が認める場合ということで、例えばどんなことがあるのやという、弟や妹、またはお兄さん、お姉さんの学校の行事等でちょっと見ることができないとか、それからあとは病院にどうしても通院させなければならないので、それが帰ってくるまでの間見てほしいとか、そういった健康診断、冠婚葬祭、そういった一時的な要因に基づきましてこれまでやってきたということで、昨年、156回の利用がございます。

うちのほうは4時半まで、要綱に基づいて一時的に見るということでやっております。この4時半という時間帯は何なんだということになりますと、幼稚園というのは学校教育法に準じた施設ということで法律に位置づけられておりますので、幼稚園はお昼寝がございません。それからお遊びもございません。あくまでも絵を描くとか、本を読むとか、何か考えるような学びをする、そういう施設になっておりますので、園児の体力がそれ以上になるともたないというのも一つの考え方にあります。そういった要点から、4時半までということのうちの方としてはお預かりをさせていただいております。

今後も、こういった学校教育に準じた施設ということで、保育所との違いは、あと一つは料金の違いもございます。ですから、幼稚園が例えば6時、7時間までお預かりするという就労の皆さん方のお子さんもお預かりするようになってしまいますと、保育所と幼稚園の境がなくなってしまうことになります。料金も違いますので、その辺はやはりきちっと一線を引かないとうまくないと思いますので、学校教育法に準じた施設という大きな大前提がございますので、預かりについては今現在の実施要綱に基づいた中で今後も運営をしていながら、

ただし、4時半までの中で園児たちにもっともっとよりよいサービスに心がけていきながら対応させていただきたいというふうには思います。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） わかりました。丁寧に、課長は私の能力不足にきちっと補ってくれて、しっかりと説明してくれたようですけれども、そのぐらいは把握して質問しているつもりなんです。ですから、わざわざ環境の変化とか、状況の変化が起きたときにどうなんですかと聞いたわけですよ。当然、さっきも言ったように、幼稚園の教育制度というのはきちっと理解していて幼稚園に入れているんですよ。ですけれども、おじいちゃん、おばあちゃんがいるからいいというようなことで幼稚園に入れましたと。ところが、そのおじいさん、おばあさんが入院してしまったと。治療費を稼ぐために働かなければならないよと。しかし、残り1年の幼稚園だけれども、保育園に入り直さなければならないのかというような状況が生まれるわけでしょう。そうしたときに、幼稚園で預かりしてもらったら、安心して家庭生活が送れるのじゃないですかということで、こういう質問をしているわけですよ。そういうときにどうしますかと質問しているわけですよ。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 回答が足りなくて大変申しわけありません。

一時的でない、例えば長期にわたるようなケースに変更になったということであれば、それは教育委員会と町民福祉とで協議をして、保育所への移動をどうしたらいいのかということでの話し合いになるかというふうに思いますので、その辺は、今度は保護者の方の負担もありますので、三者を交えての話し合いになるというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） わかりました。

あくまでも、それは現状はそういう形だということに進んできているということですよ。今度の法律では同じようにそういう形で進むようになっているんですか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 今回の新制度の要点の中で、例えば認定こども園的な施設の考え方とか、そういう新たな施設の入り方、持っていく方、そういう内容になるのであれば新たな施設での運営方法というものは当然議論されるでしょうし、議会にお示しをしていながら、よりよい、昔は幼保一元化という検討もございましたけれども、そういった方向性に向けて議論になっていくんだろーとは思いますが、ただ、今現在の施設ではまだまだそこまでいけな

いというのが実情ですので、今の状態をとにかく継続してサービス提供していきたいというふうには考えております。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） わかりました。

それでは、今お話の出た認定こども園ということに移っていくというチャンスをいただきました。本町は急激に少子化が進んでおりますね。これは実情でございます。そんな中で、土地を借用中の松島保育園、保育所というのですか、正しくは。それから、第二幼稚園に間借りしている高城保育所の分園、またようやく第五幼稚園の建設がスタートし、大変喜ばしい限りでありますけれども、幼児保育に対応のできていない北部地域ということではありますが、今度の子ども・子育て新制度において、幼稚園と保育所のよさをあわせ持つ認定こども園の普及を進めるとなっておりますけれども、本町の保育所、幼稚園の実情を相対的に考えれば、認定こども園は避けて通れないようにも思います。今の課長の答弁を聞くと、なおそう思った次第であります。新制度は認定こども園を普及しようとしておりますけれども、本町はこの認定こども園、どのように考え進めようとしているのか、伺います。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 認定こども園については、私も町長になったときからずっとお話がありまして、そのまんま経過しているんですよ。大変頭が痛いといえますか、解決すべきところがあるのかなと。保育所と幼稚園のいいとこどりして認定こども園になればいいんですが、悪いところどりするようなケースも考えられまして、現実にはほかの保育所と幼稚園で一体でやっているような部分、建物、ハード面、そういうものは大郷なんかにもあったりしますけれども、認定こども園で成功したという話がどこもないんですよ。スタートからして、料金からして、どうやってすり合わせるのかとかという問題もありますし、実は、うちの町としては、保育所、幼稚園も老朽化しているところが多いものですから、それへの対応として、認定こども園の制度が法制度の中でもうまく機能するようなものであれば、本当はそういったもので行きたいなとは思っているんですが、現実面でなかなか、はっきり言って、余りいい施設でもないんじゃないかという印象があるもので、本当にどうしたものかなというふうに思っているところです。そうすると、じゃあ、古い施設どうするのやということになりますので、そこについては、やはり今の制度の中で、新しい制度になったときにうまく機能できないのではないかというふうな中では、今の制度の中で何とか新しくつくっていくというのが、やっぱりベストじゃないけれども、セカンド・ベストなのかなと思って、五幼なんか

の工事も進めているわけなんです。本当に悩ましい問題だなというふうには思っています。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 全国各地で進めているところがあるんですよね。なおかつ、この新制度の中で普及しようとしているわけでありまして、どうなんだろうなと。今町長の答弁を聞くと、そうであれば普及するのはおかしいんじゃないかなというふうに思うんですが。その辺のずれというものをどう解釈したらいいのか、よくわからないなというふうに思うんですよ。さっきの課長のお話を含んで考えますと、やっぱり幼稚園と保育所のよいとこどりというのですか、そういうものがあってもいいような気がするんですよ。特に北部地区のほうにまた新しい保育所をつくりなさいというのも当然無理な話でありまして、幼稚園を利用しながら、こども保育園のような形で運営できないのかなという思いもしたものですから、そういう質問になったわけでありますけれども、再度ご答弁いただければと思います。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 理想的に言えば、認定こども園がうまく機能し、いろいろな制度の中でも矛盾なくいくのであればこれにしたいと思っています。それから、認定こども園一つに統合してしまうというふうなこともありますから、前の委員会の報告の中で、一つに統合したものというふうな話もありますので、そちらのほう教育・保育効率的にもいいんですよね。できればそういった方向でいきたいんですけれども、いかんせん、先ほど申しましたように、どうも何かうまくすり合わないんですよね。お金の問題ありますし、また一つにまとめたときに、今度はユーザー側といいますか、親御さんのほうで、遠いんじゃないかというような話も出たりして、現実問題、町民の方々の大方のご納得を得るのもなかなか難しいと。ご納得、ようやく説得してでき上がったら、悪いとこどりだったとかということになるのもまた困ったものでございまして、その辺はやっぱり国のほうがもう少しその辺の末端の我々のレベルまで考えていただいてこういう目標を打ち出していいただければいいんですけれども、理念先行しているんじゃないかなと、私は正直思うんですよ。ただ、うまくいけば本当にいいものなので、子供たちの数とか、また職員数とか、それから財政的な面とか考えると、理想的には認定こども園かなというふうに思っていて、ちょっと答えにならないんですけれども、そういったことで考えているところです。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） おっしゃるとおりだと思います。ただ、これからの町の子供たちの人口の増減によるわけなんですけれども、さっき申したように、海岸の保育所、それから二小での幼

稚園と保育所の一緒の保育、教育というのですか、そういう状況もありますので、やっぱり見直しの時期に来ていると思いますので、しっかりと見直しの検討をしていただきたいということを望んでおきたいと思います。

次に、松島町次世代育成支援行動計画の後期計画での病児・病後児保育について、町内での実施は安全上困難であると示されております。ただし、広域で検討を行うと示されておりますが、町のニーズ調査で病後児保育を実施してほしいという希望は17%でありましたが、現在、病児・病後児保育についてどのような状況になっているのか、伺います。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） これは詳細については、また担当からお答えしたいと思うんですけども、総論的なところで申せば、医療機関の協力が絶対ですね。保育所なり、幼稚園なりで病気の子供を預かるというのはできないので、やはり病院の一施設の中でというふうなことになるざるを得ないんですよね。そうすると、町内の各医院さん、病院ありますけれども、そちらでどうなのかというようなことで、ちょっと難しいところがあるのかなと。それで、ほかの町でというふうな話になっているんですね。

じゃあ、詳細については担当からお話いたします。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 病児・病後児保育につきましては、大変難しいところがあります。今町長が申しましたとおり、病児のときにはやはり医療機関の協力がなければできません。医療機関の中に保育室を設置していただいて、そこに専門スタッフとして看護師、保育士、医師もですが、そういったところで病児のときは預かっていただくというふうな事業内容になります。町内で、小児科というものが大前提になるんですが、町の小児科で考えますとちょっと難しいなというふうなこと。松島病院では小児科、現在今持っておりません。そして、広域的なところでちょっと考えてもみたんですが、実質、隣の利府の町では、去年設立された利府仙塩病院ありますね。あそこでは去年の10月からは実施しているというのは聞いております。ただし、実際は保育所、親御さんは町内なんですね。何かあれば広域的にもお願いする場合、その手法などはちょっとこれからしていかなければいけないんですが、かなり病児・病後児については、現在、私らとしては難しいというふうなことを考えております。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 以前にこのことについて私らも視察して、非常に難しいなということは

わかっているんです。ですが、次世代行動計画の後期計画にわざわざ広域で検討するというふうに示していますので、どうなっているんですかということを聞いているわけでありまして、そのことを答えていただければと思います。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 確かに次世代行動計画の中で、その項目、広域的に検討させていただくということでありました。実際、広域的に一応話は出るんですが、医療機関に相談に行ったらいいか、それとも医師会のほうに相談に行ったらいいかというところで、現在、今とまっている状況なのは確かです。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 広域でという話がありながら、利府町ではやっているということですので、広域で話なかったのかなというふうに思いますけれども、なかったんですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 広域で、2市3町とか、そういったもののこういったテーブルに載せての話というのは実際ありませんでした。

○議長（櫻井公一君） 今後については。

○11番（菅野良雄君） わかりました。さっき課長も町長もおっしゃるとおり、大変難しい問題でありますけれども、ただ、隣の町でそういう方向に進んでいるというのであれば、やっぱり一緒に検討してみてもいいのではないかと思いますけれども、いかがですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） それはそのとおりでございまして、難しいのは難しいんですけれども、難しいなりにどのくらいできるのかについて当たりをつけるといいますか、努力してみるというのは大事なのかなというふうに思っています。きょうもご質問あったわけですから、今後、町内のお医者さん方、また塩釜医師会、また利府、富谷とか、あるようでございますので、そこの相乗りとかそういった可能性について検討していってみたいというふうには思います。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 簡単にいかない問題ですから、地道に努力を続けるしかないんだろうと思いますので、さらなる努力をお願いしたいと思います。

次に、これは質問になるのかな。ことしの5月に日本創世会議の分科会が、半数の自治体で20代、30代の女性が半減し、平成52年には896の自治体が消滅する可能性が高いという試算を

公表しました。自治体関係者の中には非常に深刻に考え始めているところもあると言われておりますけれども、松島はこの中に入ったのかどうか、よくわかりませんけれども。以前公表されました本町の人口減少率の予測ということで、40.1%というふうに公表されましたけれども、町長は一部資料をもとにした偏った公表だということでしたけれども。しかし、今度の資料公表もそうですし、人口減少率の予測も、ああいう公表をされますと、それを信じて松島町に住まなくなると。松島町を出ていくという若い人たちも出てくると思うんですよ。やっぱりそういうふうになってしまうと、「あれはうそだよ」と言っても、うそから出たまこということもあって、本当に消滅してしまうかもしれないなという思いがします。すっかりそういう予測を覆して、やっぱり住みよいまちづくり、信頼されるまちづくりというものが必要なんだと思いますけれども、ただ、じゃあ、どんな施策をすればいいんですかと逆質問されますと、なかなか、財政的にも中長期的にもいろいろな施策を重ねていくしかないと思いますので、今の私の能力では対案を示すことができませんけれども。ただ、町が抱える課題を一つ一つ解決していく。そして、町民が求める課題に一つ一つ応えていくということは、やっぱり為政者である町長、私たち議員であると思っております。ですから、それなりの努力はしなければならないと思っております。今後とも、町長にも努力していただきたいと思いますし、私どもも頑張りたいと思いますので、そういう意味で、本当に信頼されるまちづくりに努めてほしいということを申し上げて、私の一般質問を終わりますけれども、町長のご所見があれば伺いますけれども。

○議長（櫻井公一君） それでは、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 追加オプションということで、アンコールでお答えしたいと思います。

自慢にはならないんですが、20歳から40歳まで女性の人口の比率の低さというのは宮城県で3番目でございます。青葉区の次が山元で、その次が松島ですね。ゆゆしき事態でございます。手を打たなければいかんというふうに思います。

また、人口問題研究所で出している2040年のデータについては、あれは大変困ったところで、富谷の首長さん以外はみんな困ったものだと言っております。あれはあのおり私はいかないと思いますが、でも、大きな方向ではああいうのはあるのかなというふうに思っていて、何もしないとそうなるよと。だから、何かしなくてはということで、やろうかなと思っております。

私が思うには、今私がさまざま進めております、例えば企業誘致の話でありますとか、土地利用とか、交通ネットワークの整備でありますとか、景観のまちづくりであるとか、観光の

振興とか、そういったものを着実に進めていくことで先は明るいというふうに私は思っております。

以上です。（「松島の明るい未来のためにも、少子化もひとつ頑張りたい。よろしくお願い申し上げます。終わります。ありがとうございます」の声あり）

○議長（櫻井公一君） 11番菅野良雄議員の一般質問が終わりました。

お諮りします。一般質問は継続中ですが、本日の会議は以上をもって閉じたいと思います。

一般質問は6月18日に延会したいと思います、ご異議ございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

本日の会議を終わります。

延会します。

ご苦労さまでした。

午後3時41分 延 会